



日中国交正常化20周年記念切手



一九七二年二月二十一日、北京空港に到着したニクソン米大統領。出迎える周恩来総理。

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

一九七二年、昭和四十七年九月二十九日 北京で調印、公表。

【解説】この、「日中共同声明」が調印、公表されて、日本と中国の外交関係が樹立された。

中国というのは、首都を北京におく中華人民共和国のことで、成立してから二十三年を経て、このとき、ようやく日本は、中国を代表する「唯一の」合法的政府であることを、みとめたのだ。た。

「唯一の」政府とみとめる以上、首都を台湾の台北におく中華民国は外交上、排除されなければならぬ。「日華平和条約」が効力を失ったと日本はいい、中華民国については国号ではなく「台湾」、「日華条約」については「日台条約」と呼ぶようになった。

日本が中国との国交正常化にふみきったのは、いわゆる「ニクソン・ショック」をうけたからである。ニクソン・アメリカ大統領が、とつぜん翌年五月までに中国を訪問すると、テレビで演説、全世界、とりわけ日本に衝撃をあたえた。一九七一年、昭和四十六年七月十五日、午後十時半（日本時間〓十六日午前十一時半）のことである。

アメリカは大統領が演説をはじめるわずか三分前、国務長官からアメリカ駐在の日本大使



一九七二年二月二十一日、ニクソン米大統領と毛沢東が握手。

に電話連絡による通告をしただけだった。

このことを大使が外務省に、そして外務省が首相官邸に電話したとき、官邸では閣議がそろそろ終わろうとしていた。

閣議終了後の記者会見で、竹下登官房長官は「木村さんに聞いて下さい」としか答えられなかった。木村さんとは木村俊夫外相臨時代理のことで、福田赳夫外相は入院中だった。なにを質問されても長官は「ハイ、あまりにも突然のことです……」とくりかえすばかりだった。

昼食のために総理大臣室からできたところを記者たちにかこまれた佐藤栄作首相は「予想していたとおりですか」と質問されると、「とんでもない」といったあと、「なかなかやるものだなと思った」といい、ひとしきり高笑いをした。

国会内の控室では、自民党は総務会がひらかれていた。周恩来首相が提示した「五原則」を公明党がまとめ、国交正常化にとりくむといった情勢にどう対処するか、議論していた。

「毅然たる態度で臨め」とタカ派が発言をおわったところに、ニュースがとびこみ、「だからいわんことじゃない。こういうことが予想されたからこそ、われわれは早く政策を転換しろ、といつてきたのだ」という声があがった。中曽根康弘総務会長は、あわてて休会を宣した。

これより一年半まえ、佐藤・ニクソン会談がおこなわれ、「日米共同コミュニケ」が公表され、「台湾地域における平和と安全の維持も、日本の安全にとって、きわめて重要である」という見解が表明されていた。

「日米共同コミュニケ」は一九六九年、昭和四十四年十一月のことであった。

中国人民に重大な損害」編者はかつて、中国のいう人的損害一千万人、物的損害五百億ドル（解説「参照」を日本円で合計五十二兆円と計算した。人命をあえて金額に換算した非礼を許されたい。一九七一年当時のレートは、一ドル＝三百六十円。日本国の予算は歳入と歳出あわせて九兆四千億円という規模であった。（中央公論」一九七一年十一月増刊号拙稿参照。また「戦争責任について」『世界』一九七二年十一月号、拙著『中国への視角』所収、中央公論社、一九七五年刊、一六九―一八一頁参照）

ちなみに、中国が近代になって、条約にもとづいて支払った賠償はつぎのとおりである。

江寧条約（イギリス、二千万円）
北京条約（イギリス、フランス）
千六百万ルビアンテール

イリ条約（ロシア）九百万ルブル
中日和約（日本。台湾出兵の条約）
五十万両

チーフ条約（イギリス）二十万両
馬関条約（日本。日清戦争による）二億両

遼東還付条約（日本）三千万両

佐藤内閣の成立は一九六四年、昭和三十九年十一月で、成立いらい、アメリカの台湾重視政策に追随していた。中国はそうした姿勢を「中国敵視」政策と名づけ、非難しつづけてきた。

ニクソンの「頭越し対中接近」にとり残された、と日本は後悔した。

しかし、アメリカは、ジョンソン大統領の「北爆停止声明」（一九六八年三月）いらい、ベトナムからの撤退を模索しており、撤退のあと、ソ連に対抗する必要から中国との関係を改善せずにはいられないはずだったのである。

アメリカと中国の接近は、まず日本を舞台にしておこなわれた。いわゆる「ピンポン外交」である。

名古屋でひらかれたピンポンの世界選手権大会に、中国は大型の選手団をおくつてきて、文革の風がおさまったことを印象づけた。一九七一年、昭和四十六年三月。

試合がおわると、中国選手団の団長はアメリカ、カナダ、イギリスの選手団を中国に招待すると発表した。中国の選手は七種目のうち四種目に優勝していた。

アメリカ選手団は、中国を訪問し、帰国した。ニクソンが中国にきたいのなら、喜んで会って話をしよう、と毛沢東は語った、という記事が『ライフ』にのった。

キッシンジャー大統領補佐官は、ひそかにパキスタン経由で北京にいった。周恩来と協議して、ニクソン訪中がきまった。これは、アメリカと同時に北京でも発表された。

アメリカは中国との意思疎通をおこない、その進展にあわせ、「台湾は中国の内政問題である」と表明したり、対中輸出制限を緩和したり、中国への渡航制限を全廃したりした。

しかし一方では、国連における中華民国の議席を守ることも苦心していた。すでに、フ

辛丑条約（八カ国。義和団事変による） 四億五千万両。

右の馬関条約の二億二両は当時の日本国の歳入の四カ年分に相当した。

なお、右の人的損害にはおそらく、強制連行といわれる措置による犠牲者もふくまれていよう。これは「華人労働者内地移入三関スル件」という閣議（東条内閣）決定によっておこなわれた。一九四二年、昭和十七年十一月。

中国各地に中国軍捕虜や民衆を収容する収容所が設けられ、これらの収容所から日本国内に連行されたが、期間は一九四三年、昭和十八年四月―一九四五年、昭和二十年五月、人数は一六九集團四万七千七百六十二人。じつさい事業場に到着したのは三万八千百十七人。

これらの人びとは一道一都二府二十七県にわたる一三五の事業場で労働に従事し、五千九百九十九人が死亡、日本が集団送還した生存者は三万七百三十七人で、死亡率は一七・六％であった。

ランス、カナダ、イタリヤが中国を承認しており、中国が台湾にかわって国連の議席を獲得するのは時間の問題であった。アメリカはこれに抵抗し、中華人民共和国の国連復帰を「重要事項指定」にしようとして策謀をめぐらした。「重要事項」となれば、三分の二以上の賛成を必要とする。

ついでアメリカは、中華民国を追放することを「重要事項」として指定しようとした。いわゆる「逆重要事項指定」である。日本にも声をかけ、共同提案国になるよう要請してきた。日本はこれをうけいれた。九月二十二日。

これに憤慨したアルバニア、アルジェリアなど十八カ国によって「中国招請と国府〔台湾〕追放」決議案が提案された。

国連会議場で、まず「逆重要事項指定」案が表決に付されたが、賛成五十五、反対五十九、棄権十五で否決され、アメリカの願望は崩れた。アルバニア「決議案」が表決に付され、採択がきまつたとき、拍手が起き、なりやまなかった。賛成七十六、反対三十五、棄権十七。

もう一つ準備された「二重代表制決議案」は、アルバニア「決議案」が採択されたので、表決に付されなかった。

一九七二年、昭和四十七年二月、ニクソン大統領は北京を訪問、ついで上海に赴き、「上海コミュニケ」を発表した。ただちに国交正常化には進展はしなかったが、関係が接近したことはあきらかだった。

佐藤首相が引退を声明、七年半にわたる佐藤時代は終った。

田中角栄、大平正芳、三木武夫が自民党総裁候補として立ったが、「政府間交渉をつうじて



中華人民共和国とのあいだに平和条約を締結することを目途に交渉をおこなう」という一項目を含む三派政策協定に合意、田中内閣が発足すると、この協定にしたがい、「中華人民共和国との国交正常化を急ぎ、激動する世界情勢のなかにあつて、平和外交を強力に推進する」という首相談話を発表した。一九七二年七月。

自民党内では「自民党日中国交正常化協議会」が発足した。

かくて、田中首相らは空路、北京に赴いた。到着の日から首脳会談、外相会談がおこなわれ、ようやく調印された。北京滞在は九月二十五日～二十九日、ついで上海へ赴き、翌三十日、帰着。

国交を樹立するにあつての中国側の原則、いわゆる「復交三原則」ははっきりしていた。

(イ) 中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の合法政府である、

(ロ) 台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部である、および



（ハ）「日台条約」（「日華平和条約」をさす）は不法であり、無効であつて廃棄されなければならない。

日本国政府としては、このうち（イ）については、反対できなかった。台湾には中華民国政府が存在し、国交があつたが、国連の議席が中華民国から中華人民共和国に代るのにさいして、日本はアメリカとともに抵抗したにもかかわらず、中華民国を追放する決議案が採択され、アメリカが中国に接近する姿勢を示してからは、（イ）を認めるうごきが強くなった。（ロ）についても（イ）を認める以上、とかくの異論ははさむことができない。

とはいえ、（ハ）を承認することは、日本としては困難だつた。

なぜなら「日華平和条約」の締結にさいし、これによつて、日本と中国の戦争状態は終結しているという法律上の立場を日本政府は一貫してとつてきたからである。

この「復交三原則」（中国においては「中日関係正

周恩来Ⅱ「一八九八年三月五日」
一九七六年一月八日。中国のプ
ロレタリア革命家・政治家・軍
事家・外交家。中国共産党と中
華人民共和国の主要指導者。中
国人民解放軍の創立者の一人。
字は翔宇。伍蒙などの名を使う。
浙江省紹興の人。江蘇省淮安生
まれ。一九一七年天津南開学校
卒業後、日本に留学。一九九年帰
国。五四運動中、天津で覚悟社
を組織、反帝・反封建の革命活
動に従事。二〇年フランスへ勤
工儉学。欧州在留中国少年共産
党を發起。二一年中国共産党に
加入し、青年団欧州在留支部書
記、中共欧州在留支部指導者。
二四年帰国し、中共広東区委
委員長、軍事部長、黄埔軍校政
治部主任を歴任。中共が直接指
導する革命武装葉挺独立団を創
立。二五年国民革命軍東征軍総
政治部主任兼第一軍政治部主任
を務め、軍閥・陳炯明討伐の東
征作戦を指導。二六年冬、上海
で中共中央軍事委員会委員兼江
浙区委委員。二七年三月上海
労働者第三次武装蜂起を成功裏
に指導。大革命の失敗後、二七
年八月一日、南昌蜂起を指導し、

常化の政治三原則」といった）は、かなり早くから中国によって提起されていた。また「経
済四条件（中日貿易四原則）」というのも提示された。趣旨は台湾の大陸反攻や韓国の北朝鮮
進攻、アメリカのベトナム攻撃に協力する企業や日米合弁企業とは取り引きをしないとい
うもので、これらは、ともに周恩来が提起したので、周恩来の政治三原則、経済四条件といわ
れた。

なお、この「共同声明」第五項で、「日本国に対する戦争賠償を放棄することを宣言」して
いるが、すでに、サンフランシスコ条約が締結された当時、周恩来・外交部長はつぎのよう
にのべている。

「賠償問題については、中華人民共和国中央人民政府は、米・英の対日講和条約草案におい
て、アメリカ政府が故意にでっちあげた混乱をはつきりさせるべきであると考え、草案は、
原則的には、日本がその戦争中にひきおこした損害および苦痛にたいして賠償を支払うべき
ことをみとめているが、同時に、また健全な経済を維持しようとするには、日本は賠償能力
およびその他の義務履行能力を欠いているとも述べている。形式的にみれば、アメリカ政府
は日本経済の健全化にもつとも関心をよせているように見えるが、実際には、アメリカ政府は、
日本占領および管理の六カ年間に、すでに各種の特権と制限を利用して、日本から賠償金を
ぬすみとつたし、またいまなおぬすみとつており、日本経済に損害をあたえたし、またいま
なお損害をあたえているのである。アメリカ政府は日本の侵略によって損害をこうむつたそ
の他の諸国の日本にたいする賠償要求をゆるさないが、他にはうちあけられないそのほん
との気持は、日本の賠償能力およびその他の義務履行能力を保存させて、ひきつづきアメリ

中共前敵委員会書記を任じ、人民の軍隊創設に貢献した。二八年中共第六回大会に出席し、軍事工作と組織工作について報告。のち上海で中共中央組織部長、中央軍委書記を務め、国民党統治地区の秘密革命闘争の堅持に寄与。

三二年十二月中央ソビエト区にはいり、中央ソビエト区中央局書記、紅軍總政治委員兼第一方面軍政治委員、中華ソビエト共和国中央執行委員、軍委副主席を歴任。三三年春、第四次反包圍討伐戦争を朱徳と指導・指揮し、重要な勝利をかちとった。三四年十月、長征に参加。遵義會議で毛沢東の正確な主張を断固支持し、中央主要軍事指導者の一人に選出され、引き続き軍事委副主席を担任。紅軍の勝利を達成した二万五千里の長征の指導・指揮に参画。

三六年十一月西安事変勃発後、中共全權代表として西安に行き、愛國將軍、張學良、楊虎城とともに蔣介石に「内戦停止一致抗日」の主張をうけいれさせ、西安事変の平和的解決をもたらした。

カ独占資本の搾取の用に供させようとするものである。もし、日本の賠償能力およびその他の義務履行能力がかけているのなら、それこそ、アメリカ占領当局がそれらの能力を過度にぬすみとり、過度にきずつけた結果である。アメリカ政府が国際協定の義務をまもり、講和条件を締結したうえ、すみやかに占領軍を撤退させ、軍事基地の建設をただちに停止し、日本再軍備と日本軍事工業の建設の計画をただちに放棄し、アメリカ諸会社が日本経済のなかにもつ特権を廃止し、日本の平和経済および日本の正常な対外貿易にたいする制限を廃止しさえするならば、日本の経済はただちに、ほんとうに健全になるであろう。中華人民共和国中央政府は、日本が平和経済を健全に發展させ、また中・日両国間の正常な貿易関係を回復、發展させ、日本人民の生活が二度と戦争の脅威や損害をうけず、ほんとうに改善されることができる可能性があることが証明されることをのぞむものである。同時に、かつて日本に占領され、甚大な損害をこうむったことがあり、しかも自力で回復することの困難な国々は賠償を要求する権利を保有すべきものである。(「米・英対日講和条約およびサンフランシスコ會議にかんする周恩来外交部長の声明」一九五一年八月十五日、日中貿易促進議員連盟「日中關係資料集(一九四五―一九六六年)」一九六七年、四六四頁)

周恩来声明をうけて、つぎのような数字があげられた。

「遠い昔のことはしばらくおき、単に一九三二年、日本が中国の東北に侵入してから、とくに、一九三七年、日本が中国を侵略してから八年間の戦争について見ただけでも、中国の軍隊と人民がうけた損失は一千万人以上であり、財産の損失額はアメリカドルで五〇〇億ドルをこえている。(沈鈞儒「戦争犯罪人検挙と懲罰について——国際民主法律家協会第五次

抗日戦争中は、中共中央代表、長江局副書記、南方局書記を任じ、また国民党政府軍事委員会政治部副部長を務め、国民党政府所在地の武漢・重慶に長期駐在して党活動を指導し、抗日民族統一戦線工作に従事。国共合作を堅持し、分裂に反対し、民主党派・愛国人士と広範に団結し、国民党の消極抗日・積極反共政策と勇敢に闘争した。

抗日戦勝利後、内戦を制止するため、毛沢東と重慶におもむき国民党と会談。「双十協定」調印後、中共代表団を率いてひきつづき重慶と南京で談判。四十六年十一月、国民党政府が中国人民政治協商会議決議を破棄して一方的に国民大会を開いたのに抗議して、南京から延安にのこった。四十七年三月、国民党軍隊が陝甘寧辺区に重点進攻したとき、毛沢東と陝北を転戦、解放軍参謀長として、人民解放戦争の指導工作をした。

四九年、中華人民共和国成立後、一貫して政府総理を務めた。外交部長を兼任し、中共中央軍委副主席、全国政治協商会議副主席・主席に任じられ、また中

代表大会における報告」一九五一年九月六日、『資料集』四六五頁)

さらにそのご、日本政府は「日本国民送還の要求」について覚書を、ジュネーブ駐在の中華人民共和国総領事に手渡したが、これにたいする反論として、つぎのようにのべられた。

「……もつと重要なことは、日本軍国主義者が中国侵略戦争の期間中に、一千万以上の中国人民を殺戮し、中国の公私の財産に数百億米ドルにのぼる損害をあたえ、また、何千何万もの中国人を捕らえて日本に連れてゆき、奴隷のようにこきつかったり殺害したりしたことである。日本政府は、中国人民がその受けたきわめて大きな損害について、賠償を要求する権利をもっていることを理解すべきである。」(「中華人民共和国外交部スポークスマンの声明」一九五五年八月十六日 『資料集』二八五頁)

これが、一九六五年となるとかわつてきた。

表題によると宇都宮徳馬への趙安博談話であつたとおもわれる。趙安博の肩書についての注記はないが、たんなる放談ではなかつたはずである。その要点は、――

- 1 中国は他国の賠償によつて、自国の建設をおこなおうとは思っていない。
- 2 一般的にいつて巨大な戦争賠償を敗戦国に課することは、第一次大戦後のドイツの例をみてもあきらかなように、平和のために有害である。
- 3 戦争賠償はその戦争に責任のない世代にも支払わせることになるので不合理である。

以上が賠償にたいする中国の基本的態度である、というものであつた。(趙安博談話「宇都宮徳馬」一九六五年五月三十一日『資料集』四六頁)

つぎの廖承志談話はさらにいう。

共五期中央政治局委員、六期中央政治局常務委員、七期中央政治局委員兼書記処書記、九期中央政治局常務委員、八期、十期中央委員會副主席を歴任。建国後、党と国家の政治・経済・軍事・文化・教育・外交などの重大方針・政策の制定にあずかり、党と国家の日常事務の繁雑・重要な任務を担任した。「文化大革命」前、社会主義時期の統一戦線工作を指導し、知識分子工作、科学文化工作などで重大な役割をはたした。五四年、平和共存五原則を国家関係処理の準則とすることを提唱。五五年中国代表団を率い、インドネシアのバンドンで行われた第一回アジア・アフリカ会議に出席し、反帝國主義の旗を高く掲げ、小異をのこして大同につく・協力一致の原則を提唱し、会議を成功せしめた。「文化大革命」開始後、林彪反革命集団と江青反革命集団の党篡奪・奪権の陰謀活動とさまざまな形で闘争し、党と国家の正常な工作を継続し、「文化大革命」の損害を軽減するため、多数の党内幹部の保護にためまず努力した。中米・中日間の

（右の趙安博談話に同意を示しつつ）かつて三木武夫氏に賠償問題を聞かれたとき、自分は答えた。

中国は賠償をとらないともいっていないが、それ以上に、とるともいっていない。われわれは中国の社会主義建設を日本の賠償でおこなおうとは思っていない。

しかし、一般的空気として賠償請求権のない蒋介石が賠償を放棄したからといって、中国に請求権がないという議論には反発している。（廖承志談話〔宇都宮徳馬〕一九六五年六月二日『資料集』四六七頁）

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国國務院総理周恩来の招きにより、一九七二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官およびその他の政府職員が随行した。毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行なった。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姬鹏飞外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国

正式国交関係樹立の途上で卓抜した貢献をした。第四回全国人民代表大会では、今世紀中に工業・農業・国防・科学技術を全面的に現代化する偉大な計画を提出した。一九七六年一月北京で病死。主要著作は『周恩来選集』上下巻に編まれている。〔辞海〕一九八九年版）

田中角栄 一九一八—一九九三年。「戦後の政治家。新潟県生れ。高等小学校卒業後、上京。苦学して、昭和十八年（一九四三）田中土建工業を設立。二二年民主党から衆議院に当選。のち自由党に転じ、保守本流に身を置く。一三年炭鉱国管疑獄で逮捕されたが（のち無罪）、獄中から当選。三二年郵政相になって以後、自民党政調会長、蔵相、幹事長、通産相などを歴任して池田・佐藤両内閣を支えた。四七年自民党総裁選で福田赳夫を破り、首相に就任。就任当初は今太閤として絶大な人気を集め、戦後日本外交の最大課題、日中国交回復をなしたとげた。しかし内政の課題とした日本列島改造論は土地投機や物価上

民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望の実現は、両国関係の歴史の新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるといふ見解を再認識する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

四、日本国政府及び中華人民共和国政府は、一九七二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都におけ

昇をまねき、さらに田中自身の金権・金脈問題から、四九年十二月辞任に追い込まれた。五一年ロッキード事件で逮捕・起訴されたが、自派を拡大し、閣將軍として大平・鈴木・中曾根内閣を操作した。六〇年脳梗塞で倒れた。〔新潮日本人名辞典〕

毛沢東主席＝毛沢東中国共産党中央委員会主席。なお、「主席」は Chairman の中国訳。

二階堂進＝一九〇九～二〇〇〇年。「現代の政治家。鹿児島県生まれ。中学卒業後、渡米して南カリフォルニア大大学院卒。昭和二十一年（一九四六）日本協同党から衆議院に初当選。四一年北海道開発庁長官兼科学技術庁長官。田中角栄のシンパで、四七年第一次・二次田中内閣の官房長官。田中・鈴木・中曾根政権の覚幹事長、五九年副総裁。ロッキード事件で灰色高官。反竹下登の二階堂派を率いる。」

〔新潮人名辞典〕

一衣帯水＝いちゝたいすい。衣帯は帯のこと。ひとすじの帯のような狭い水の流れ。

中国国民に重大な損害＝二九七

る他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できただけすみやかに大使を交換することを決定した。

五、中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六、日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

七、日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八、日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

九、日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

一九七二年九月二十九日に北京で

頁の解説を参照。

發出。これは日本語としてはなじまない。中国語の語感では、上部の指導機関あるいは指導者が下部機関に文書を送達するといった意味にとれる。文書は作成されたとしても、また署名捺印されたとしても、机上にあるかぎりまだ効果が發揮されていかない。それで、これを外部か下部に送付通達してはじめて効力が発生するといった発想の用語である。

ポツダム宣言第八項「カイロ宣言の条項は、履行せられるべく又日本国の主権は、本州、北海道、九州、及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」

大使館の設置。在中国日本大使館は翌七三年一月十一日北京に開設した。初代駐中国大使は小川平四郎（三月三十一日赴任）。在日中国大使館は二月一日東京に開設し、陳楚初代大使が三月十七日着任した。

日中平和友好条約。一九七八年八月十二日、北京で調印。同年十月二十三日、東京で批准書交換。日中貿易協定。一九七四年一月

（出所。外務省アジア局中国課）

日本国内閣総理大臣	田中角栄 <small>たなかかくえい</small> （署名）
日本国外務大臣	大平正芳 <small>おおひらまさよし</small> （署名）
中華人民共和国国務院総理	周恩來 <small>ちゅうゑんらい</small> （署名）
中華人民共和国外交部長	姬鵬飛 <small>ちひほんフエイ</small> （署名）

五日、北京で調印。

日中航空協定 一九七四年四月二十日、北京で調印。

日中海運協定 一九七四年十一月十三日、北京で調印。

日中漁業協定 一九七五年八月十五日、東京で調印。七九年

に一月十六日、北京で改定。

日中商標相互保護協定 一九七七年九月二十九日、北

京で調印。

日中民間長期貿易取決め 一九七八年二月十六日、北京

で調印。七九年二月二十九日、

延長・拡大。

日中文化交流協定 一九七九年

十二月六日、北京で調印。

日中科学協力協定 一九八〇年

五月二十八日、東京で調印。

中華人民共和國聯合聲明 日 本 國 政 府 聯 合 聲 明

日本国内閣総理大臣田中角栄、中華人民共和国國務院総理周恩來の邀請、於一九七二年九月二十五日至九月三十日訪問了中華人民共和国。陪同田中角栄総理大臣的有大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官以及其他政府官員。

毛沢東主席於九月二十七日會見了田中角栄総理大臣。雙方進行了認真、友好的談話。周恩來総理、姬鵬飛外交部長和田中角栄総理大臣、大平正芳外務大臣、終始在友好氣氛中，以中日兩國邦交正常化問題為中心，就兩國間的各項問題，以及雙方關心的其他問題，認真、坦率地交換了意見。同意發表兩國政府的下述聯合聲明：中日兩國是一衣帶水的隣邦，有着悠久的傳統友好的歷史。兩國人民切望結束迄今存在於兩國間的不正常狀態。戰爭狀態的結束，中日邦交的正常化，兩國人民這種願望的實現，將揭開兩國關係史上新的一頁。

日本方面痛感日本國過去由於戰爭給中國人民造成的重大損害的責任，表示深刻的反省。日本方面重申站在充分理解中華人民共和國政府提出的「復交三原則」的立場上，謀

求實現日中邦交正常化這一見解。中國方面對此表示歡迎。

中日兩國尽管社會制度不同，應該而且可以建立和平友好關係。兩國邦交正常化，發展兩國的睦鄰友好關係，是符合兩國人民利益的，也是對緩和亞洲緊張局勢和維護世界和平的貢獻。

(一) 自本聲明公布之日起，中華人民共和國和日本國之間迄今為止的不正常狀態宣告結束。

(二) 日本國政府承認中華人民共和國政府是中國的唯一合法政府。

(三) 中華人民共和國政府重申：台灣是中華人民共和國領土不可分割的一部分。日本國政府充分理解和尊重中國政府的這一立場，併堅持遵循波茨坦公告第八條的立場。

(四) 中華人民共和國政府和日本國政府決定自一九七二年九月二十九日起建立外交關係。兩國政府決定，按照國際法和國際慣例，在各自的首都為對方大使館的建立和履行職務採取一切必要的措施，併盡快互換大使。

(五) 中華人民共和國政府宣布：為了中日兩國人民的友好，放棄對日本國的戰爭賠償要求。

(六) 中華人民共和國政府和日本國政府同意在互相尊重主權和領土完整、互不侵犯、互不干涉內政、平等互利、和平共處各項原則的基礎上，建立兩國間持久的和平友好關係。

根據上述原則和聯合憲章的原則，兩國政府確認，在相互關係中，用和平手段解決

一切爭端，而不訴諸武力和武力威脅。

(七) 中日邦交正常化，不是針對第三國的。兩國任何一方都不應亞洲和太平洋地區謀求霸權，每一方都反對任何其他國家或國家集團建立這種霸權的努力。

(八) 中華人民共和國政府和日本國政府為了鞏固和發展兩國間的和平友好關係，同意進行以締結和平友好條約為目的的談判。

(九) 中華人民共和國政府和日本國政府為進一步發展兩國間的關係和擴大人員往來，根據需要併考慮到已有的民間協定，同意進行以締結貿易、航海、航空、漁業等協定為目的的談判。

中華人民共和國

國務院總理

周恩來（簽字）

中華人民共和國

外交部長

姬鵬飛（簽字）

日本國

內閣總理大臣

田中角榮（簽字）

日本國

外務大臣

大平正芳（簽字）

一九七二年九月二十九日於北京

（出所前出）



田中角栄と周恩来（中華人民共和国国務院新聞弁公室編集「中日国交正常化30周年」中国画報出版社より）

田中総理・周恩来総理会談記録

一九七二年（昭和四十七年）九月二十五日～二十八日。

【解説】 条約は条約の正文によって実施されるものであるが、正文だけでは真意はじゅうぶんにわからないものである。とくに日中関係についてはそのように感じられる。この会談記録はその点で貴重なものであるといえよう。

なお、外務省アジア局中国課の原資料には「本会談記録は国交正常化当時の記録を改めて昭和六十三年九月タイプしたものである。」との注記がある。

双方の出席者

日本側：田中総理大臣、大平外務大臣、二階堂官房長官、橋本中国課長、

中国側：周恩来総理大臣、姬鵬飛外交部長、廖承志外交部長、韓念龍外交部副部長。

台湾との関係 昭四十七年九月の日華断交時、台湾の蒋介石から田中角栄に以下のような書簡が送られていたことが『蒋介石秘録 下巻』（サンケイ新聞社、昭和六十年刊）に見える。（原文は張群著「我与日本七十年」 昭五十五年四月 刊ら）

『角栄総理閣下。九月十三日付の書簡、拜見しました。いろいろと、お示しいただきましたが、黙することはできず、率直に申し上げます。

中共がアジアから世界全体の赤化を欲していることは、すべての人々が熟知しており、貴国が中共と国交を樹立しても、経済的にも期待できる近利はありません。何を期するところがあつて、こうも慌しく、信に背き、義を絶ち、狼を部屋に引き入れ、盗賊に礼遇するようなことをなさるのでしょうか。

日中両国の関係は密接で、東漢の中期以来、二千年にわたつて、交往を積み重ね、兄弟同様のよしみをにつづけました。中国が日本に負うものはいささ

第一回首脳会談（九月二十五日）

田中総理：日中国交正常化の機が熟した。今回の訪中を是非とも成功させ、国交正常化を実現したい。

これまで国交正常化を阻んできたのは台湾との関係である。

日中国交正常化の結果、自動的に消滅する関係（日台外交関係）とは別に、現実における問題に対処しなければならぬ。これをうまく処理しないと、国内にゴタゴタが起る。日中国交正常化を実現するときには、台湾に対する影響を十分考えてやるべきだ。

国交正常化は、まず共同声明でスタートし、国会の議決を要する問題はあとまわしにしたい。

大平大臣：国交正常化をなすとげ、これをもって、日中両国の今後長きにわたる友好の第一歩としたい。

また国交正常化が、わが国の内政の安定に寄与するよう願っている。この観点から二つの問題がある。

ひとつは日華平和条約の問題であり、中国側がこの条約を不法にして無効であるとの立場をとっていることも十分理解できる。しかし、この条約は国会の議決を得て政府が批准したものであり、日本政府が中国側の見解に同意した場合、日本政府は過去二十年にわたつて、国民と国会をだまし続けたという汚名をうけねばならない。そこで、日華

かたりともありません。それに反し、貴国が中国に負うものは、遠く元、明の時代のこととは言わないにしても、近くは瀋陽事変（満州事変）から、

それに続く八年間の抗戦など、日本が中国に与えた傷と痛みは、深くなかつたとはいえません。しかも戦後、中華民国は、日本の維護に力を惜しみませんでした。日本に対する友誼は篤くなかつたとはいえず、また日本に対する信任も堅くなかつたとはいえないのです。仁に親しみ、隣を善くするのは、春秋（歴史）の義です。私の日本に対する心づかいは、人と善をなすこと、五十年一日の如くでした。貴国を弟のように思い、両国の共栄だけを求めたのです。貴国が中国大陸の人民を圧迫している暴力政權と建交するならば、それは中国全体の人民を敵とすることにほかなりません。私は貴国はそんなことをしなうとひそかに思っています。閣下の実利を思うあまり、心のなかのあれこれを申し上げます。

蔣中正啓

平和条約は国交正常化の瞬間において、その任務を終了したということで、中国側の御理解を得たい。

第二点は第三国との関係である。とくに日米関係は日本の存立にとり極めて重大である。また、米国が世界に多くの関係をもっているが、日本の政策によって、米国の政策に悪影響が及ぶことがないよう注意しなければならぬと考える。つまり、日中国交正常化をわが国としては対米関係を損ねないようにして実現したい。

日中国交正常化後の日台関係については、日台の外交関係が切れた後の現実的な関係を、やることと、やらないこととのケジメをはっきりさせて処理したい。

周總理：田中総理の言うとおり、国交正常化は**一気呵成**にやりたい。国交正常化の基礎の上に、日中両国は世々代々、友好・平和関係をもつべきである。日中国交回復は両国民の利益であるばかりか、アジアの緊張緩和、世界平和に寄与するものである。また、日中間係改善は排他的なものであつてはならない。

田中・大平両首脳は、中国側の提示した「三原則」を十分理解できると言った。これは友好的な態度である。

今回の日中首脳会談の後、共同声明で国交正常化を行い、条約の形をとらぬという方式に賛成する。平和友好条約は国交樹立の後に締結したい。これには、平和五原則に基づく長期の平和友好関係、相互不可侵、相互の信義を尊重する項目を入れたい。

日中友好は排他的でないようにやりたい。

戦争状態終結の問題は日本にとって面倒だとは思いますが、大平大臣の提案に、完全に同

戦争状態終結＝日華平和条約では終結をうたっているが、共同声明では日華条約に直接ふれず、今後の「正常化」をうたい、したがってこれまでは「不正常だった」とみとめて、結着したのである。

意することはできない。サンフランシスコ 桑港条約以後今日まで戦争状態がないということになると、中国は当事者であるにもかかわらず、その中に含まれていない。

私は、この問題を二人の外相に任せ、日中双方の同意できる方式を発見したいと思う。「三原則」についても、この精神を反映させたいが、方式は二人の外相に任せたい。

日中は大同を求め小異を克服すべきであり、共通点をコミュニケーションにもりた。

日米関係にはふれない。これは日本の問題である。台湾海峡の事態は変ってきてきているから、条約（日米安保、米華相互防衛条約）そのものの効果も変ってきている。

台湾問題にソ連の介入を許さないという点で、日米中三国の共通点がある。中国側としては、今日は日米安保条約にも米華相互防衛条約にも、ふれずにゆきたい。日米関係については皆様方にお任せする。中国は内政干渉はしない。

第二回首脳会談（九月二十六日）

周総理：日本政府首脳が国交正常化問題を法律的でなく、政治的に解決したいと言ったことを高く評価する。戦争のため幾百万の中国人が犠牲になった。日本の損害も大きかった。我々のこのような歴史の教訓を忘れてはならぬ。田中首相が述べた「過去の不幸なことを反省する」という考え方は、我々としても受け入れられる。しかし、田中首相の「中国人民に迷惑をかけた」との言葉は中国人の反感をよぶ。中国では迷惑とは小さなことししか使われないからである。

「迷惑をかけた」 〓 九月二十五日
午後六時半、人民大会堂で周
恩来首相主催の晩餐会がひら

かれた。その席上、周恩来首相がいさつをのべ、ついで田中首相がいさつをのべた。そのなかに「過去数十年にわたって、わが国が中国国民に多大のご迷惑をおかけしたことについて、私は改めて深い反省の念を表明する」と述べた。翌日（九月二十六日）の会談において、本文にみられるとおり冒頭で周恩来首相は、とくにこのくだりをとりあげ、「中国人の反感をよぶ」と抗議したのである。じっさいの抗議は時間をかけておこなわれたとおもわれるが、この記録は要点をしるすにとどめたとおもわれる。これにすぐつづく田中首相の発言は周総理の抗議に反論していないが、これもじっさいには反論し、さらに周総理の発言もあつたとおもわれる。

佐藤・ニクソン共同声明^{II}その第四項に以下のようにあつた。「総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、

双方の外交関係樹立の問題に、日台条約や桑港条約を入れると、問題が解決できなくなる。これを認めると、蒋介石が正統で我々が非合法になるからだ。そこで、中国の「三原則」を十分理解することを基礎に、日本政府が直面する困難に配慮を加えることとしたい。

日華条約につき明確にしたい。これは蒋介石の問題である。蔣が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。蔣は台湾に逃げて行った後で、しかも桑港条約の後で、日本に賠償放棄を行った。他人の物で、自分の面子を立てることはできない。戦争の損害は大陸が受けたものである。我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。

我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。田中・大平両首脳の考え方を尊重するが日本外務省の発言は両首脳の考えに背くものではないか。日米安保条約について言えば、私たちが台湾を武力で解放することはないと思う。一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明はあなた方には責任がない。米側も、この共同声明を、もはやとりあげないと言った。佐藤が引退したので、我々の側はこれを問題にするつもりはない。したがって日米関係については、何ら問題はないと思う。我々は日米安保条約に不満をもっている。しかし、日米安保条約はそのまま続けられればよい。国交正常化に際しては日米安保条約にふれる必要はない。日米関係はそのまま続けられればよい。

米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。」(鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表』(2)八八〇頁)

佐藤栄作¹¹一九〇一〜七五年。
「運輸事務次官から一九四九年衆議院議員当選。内閣官房長官、蔵相、通産相などを歴任。一九六四年自由民主党総裁、首相に就任。以後三次七年八月にわたる戦後最長の政権を維持。外交では、日韓基本条約の締結、日米安全保障条約の自動延長、沖繩返還を実現。一九七四年ノーベル平和賞受賞。」(川田侃、大島英樹編『国際政治経済辞典』改訂版、白井実穂子稿)

「大筋において周総理の話は理解できる」¹²ここで田中首相は周恩来首相の批判に反論したはずである。しかしこの資料には、反論がない。おそらく外務省は資料作成にあたり、田中首相の反論をくわしく記録す

我々はアメリカをも困らせるつもりはない。

日中友好は排他的なものでない。国交正常化は第三国に向けたものではない。日米安保条約にふれぬことは結構である。米国を困らせるつもりはなく、日中国交正常化は米国に向けたものでない。ソ連に対しては、日中双方に意見があるが、条約やコミュニケには書きたくない。日ソ平和条約交渉の問題につき、日本も困難に遭遇すると思うが同情する。北方領土問題につき、毛は千島全体が日本の領土であると言った。だからソ連は怒った。茅台^{マオタイ}がウオッカよりよいとか、ウイスキーがよいとか、コニヤックがよいとか、そのような新聞記者が言うような問題は中国側には存在しない。

日中両国人民が世々代々つきあつていけるようにすること、過去半世紀の歴史を繰り返さぬようにすることが、両国人民の利益であり、アジア・世界の平和に役立つ。

田中総理：大筋において周総理の話はよく理解できる。日本側においては、国交正常化にあたり、現実問題として処理しなければならぬ問題が沢山ある。しかし、訪中の第一目的は国交正常化を実現し、新しい友好のスタートを切ることである。従つて、これにすべての重点をおいて考えるべきだと思う。自民党のなかにも、国民のなかにも、現在ある問題を具体的に解決することを、国交正常化の条件とする向きもあるが、私も大平外相も、すべてに優先して国交正常化をはかるべきであると国民に説いている。

日中国交正常化は日中両国民のため、ひいてはアジア・世界のために必要であるといふのが私の信念である。

賠償放棄についての発言を大変ありがたく拝聴した。これに感謝する。中国側の立場

るのを避け、このようにまとめたのである。田中首相の「迷惑をかけた」を外務省の通訳が「添了麻煩」と訳したのは誤訳とはいえない。しかし、中国民衆の甚大な被害にたいする謝罪のことばとしてはあまりにも軽すぎる。中国語では話し言葉でよくつかい、「麻煩」は日常的に起きるトラブル（面倒なこと）をいうにすぎない。周首相の抗議は当然である。いっぽう田中首相としては、「迷惑をかけた」が本心そのままの表現だったろう。日本の表現としても、ありうる。しかし、歴史的な舞台での「あいさつ」の用語としては、不十分であった。国際社会にたいし日本的な発想を直訳しておしつけるのでは誤解をまねく。

は恩讐を越えてという立場であることに感銘を覚えた。中国側の態度にはお礼を言うが、日本側には、国会とか与党の内部とかに問題がある。しかし、あらゆる問題を乗り越えて、国交正常化するのであるから、日本国民大多数の理解と支持がえられて、将来の日中関係にプラスとなるようにしたい。

共同声明という歴史的な大事業は両大臣の間で話して貰えば、必ず結論に達すると思う。

具体的問題については小異を捨てて、大同につくという周総理の考えに同調する。

日本側の困難は中国と政体が違うこと、日本が社会主義でないところから来る。つまり、この相異から、国交正常化に反対する議論も出る。しかし、国交正常化は政体の相異を乗り越えた問題であるから、この問題で自民党の分裂を避けたいと考えている。

周総理：田中総理が自民党内の国交正常化を急ぐなという意見をおさえて、一気呵成にやりたいというその考えに全く賛成である。

田中・大平両首脳は「復交三原則」を十分理解すると言った。その基礎の上に立つて、中国側は日本側の問題に配慮すると言った。そうでなければ、国交正常化はあやしいものとなる。

田中総理：自民党の中には、国交正常化に十分の時間をかけろという意見が多い。それは、中国が大きな力で統一されたが、その中国に不安をもっているためである。他の社会主義国は別として中国は日本に対し内政不干渉であるという考えが国交正常化の前提となっている。日本の国内で、中国が革命精神の昂揚をやることはない。日中間に互譲

七億の人口。当時の人口。

林彪。湖北省黄冈生まれ。二六年黄埔軍官学校入学。二七年南昌蜂起に参加、朱徳、陳毅に従って井冈山に登る。三〇年紅軍第四軍軍長。紅一方面軍第一軍団軍団長。以後八路軍一五師師長、人民解放軍第四（東北）野戦軍司令官としてつねに中共軍の第一級指揮官であった。

五九年廬山会議における彭徳懷の失脚後、国防部長に就く。文革では毛沢東の奪権を助けナンバー2の地位を占めるも失敗。一九七一年九月十三日、飛行機で逃亡し、モンゴルで墜落死した。

夫人は葉群（一九一七—一九七二）。第九回党大会以後、中央政治局員。夫とともに最高権力の奪取を目指し、失敗。林彪らと逃亡中、墜死したとされる。（竹内実、矢吹晋編『中国情報用語事典』福本勝清稿）

の精神と内政不干渉、相手の立場を尊重するという原則が確認されれば、自民党内もおさまると思う。

田中総理：その点は自信をもってほしい。

周総理：日本の国内には中国が大国であることに対する恐れがある。

田中総理：日本は経済大国である。我々は遅れている。かつて、ニクソンはカンサスで演説し、ECに次いで日本の名をあげた。日本の鉄鋼生産は米国について世界第二位である。米国としては、日本の力を評価している。その次は中国である。中国は人口は多いが、潜在的な力をもっているに過ぎず、現実の力はない。中国は確かに潜在的な勢力である。しかし将来、力がつき大勢力となったとしても、超大国にはならない。国内に力を注ぐのに精一杯である。

思想に国境線はない。思想は人民が選択する問題である。しかし、革命は輸出できない。

経済力について言えば、中国は二〇世紀の末になっても、一人当たり国民所得で日本のレベルに到達できるかどうか全く判らない。中国の国民総生産は昨年は一五〇〇億ドルである。但し、サービスは入っていない。七億の人口であるから、一人当たり国民所得はせいぜい二〇〇ドルである。日本は昨年は一人当たりで国民所得はいくらですか。（田中総理の説明を聞き）それでは、今世紀の末になっても、到底、日本のレベルに到達できないと思う。

われわれは財政上、先端的な武器は持ちえない。また軍事大国には決してなりたくない。

い。日本がどれだけの自衛力を持つかは日本自身の問題であり、中国側からは、内政干渉はしない。

田中総理：日本は核兵器を保有しない。防衛力増強は国民総生産の1%以下におさえる。軍隊の海外派兵はしないという憲法は守るし、これを改変しない。侵略は絶対にしない。だから日本に危険はない。国交正常化の結果、中国が内政に干渉しないこと、日本国内に革命勢力を培養しないことにつき、確信を持ちたいというのが、大平と私の考えである。中国が革命を輸出しないということが私の最大のみやげになる。

自民党を国交正常化問題について全部賛成に回らせることが問題解決のカギである。

周総理：我々のところでも、日中国交正常化に、少数の者が反対した。また、彼らは米中関係改善にも反対した。林彪がそうだった。また我々の方も人民に説明する必要がある。人民を教育しなければ、「三光政策」でひどい目にあつた大衆を説得することはできない。

第三回首脳会談（九月二十七日）

周総理：今日は国際問題について議論したい。

昨日は、日中両国人民が外からの干渉を排し、自分たちの問題を処理できることに同意した。この問題が第二次大戦後に提起されたのは、思想と行動に区別があるからである。

三光政策Ⅱ「一九三〇年からソヴェト政策に対する包囲攻撃を行っていた蒋介石は、三二年にはさらに大規模な攻撃を行い、「軍事が三分、政治が七分」と称し、保甲連坐法をしくとともに、三光政策を実施した。三光というのは殺光・焼光・槍光のことで、ソヴェト地区の壮丁はみなごろしとし、家屋を焼きつくし、食糧はみな運びつくし、運べないものは焼きつくすことである。光とは「つくす」という意味である。のち日本軍も占領地区でこの三光政策を実施したことがある。」（京大東洋史辞典編纂委員会編『新編東洋史辞典』東京創元社）

ヒース＝一九一六年。イギリスの保守党政治家。一九七〇～七四年首相を務める。

ダレス＝一八八八～一九五九年。アメリカの政治家。「プリンス・トン大卒。弁護士を経て、第一次大戦中より政府の外交問題担当官。一九一八～一九九年パリ平和会議使節団員、四五年サンフランシスコ会議代表、四六～五〇年国連代表を歴任。国務省顧問時代、五一年対日平和条約の締結に努力。五三～五九年アイゼンハワー政権の国務長官。封じ込め政策をまき返し政策へと発展させ、共産主義圏内の反革命工作や、大量報復・瀬戸際政策を唱え、対共産圏強硬政策を推進した。」(『コンサイス外国人名事典』第三版)

「参考消息」＝「人民日報」などに掲載されない外国紙誌の報道や論文を掲載。一般には市販も配布もせず、外国人には閲覧させなかった。

中ソが一枚岩＝一九六〇年代の中ソ論争をつうじて、一枚岩でないことを日本は知った。

思想は国の境界線にかかわらず発展していく。マルクス主義はドイツではなく、ロシア、ついで中国で発展した。コミュニケイションの発達の結果、今は思想が早く伝わる。どこの国も思想の伝播をさえぎることはできない。中国でも各国の新聞・通信を伝える「参考消息」を毎日六百万部発行しており、この中には中国批判も含まれている。このように、中国人民にいろいろな意見を聞かせ、自分で判断させるようにしている。

さもないと疑問をもつ。ニクソンやヒースの発言も掲載している。思想言論は妨げることができないし、人民に知らせてこそ、はじめて善悪を識別できるようになる。

ニクソンは社会主義国が一枚岩であると信じたダレスの誤りを指摘した。米国は六〇年代の末から、中ソが、また社会主義陣営が一枚岩でないことを発見した。EC十カ国も一枚岩でない。世界の二つの体制は一枚岩ではない。

体制の異なる国のあいだで平和共存が可能である。南北朝鮮は話し合いを開始し、外からの干渉を排して、会談することに合意した。朝鮮半島の情勢は緩和の方向に向いている。ソ連はこれに批判的で、体制の相異がある南北朝鮮の統一がどうして可能になるかといっている。ソ連は統一問題につき、北鮮と同じ立場ではない。しかし、北鮮は大分以前からソ連の支援を受けていない。

日本と北鮮の関係は二つの国の間の問題である。しかし、日本と北鮮との関係についていわせて戴くなら、日本政府は、今回の日中首脳会談を手始めに、北鮮との関係についても、改善をはかられたらいいかがかと存ずる。これは極東の緊張緩和に役立つと思う。

大平先生は過去の歴史に終止符を打ち、日中間の平和友好条約では前向きの日中関係

中ソ友好同盟条約＝中ソ友好同盟条約は一九四五年八月十四日、中華民国とソ連の間で結ばれた。ここで田中総理が言っているのは、一九五〇年二月十四日に中華人民共和国とソ連との間で結ばれた中ソ友好同盟相互援助条約の方である。

国府＝国民党政府。

モンゴルの独立＝日本の敗戦がまじかになって、スターリンは外蒙の独立を国府（中華民国）に承認させた。

中ソ友好同盟相互援助条約＝一九五〇年二月十四日、モスクワで調印。「毛沢東は後にこの条約は「一場の鬭争を経て生れたもの」であり、スターリン（Stalin, Josif V.）は条約調印を望まず「二カ月の交渉を経て、やっと調印した」と語っている（六二年九月）。その後、中ソ間の対立が顕在化し、激化してゆくにもなっており、この条約は有名無実化していった。条約の有効期限は三〇年間であり、期限満了の一年前の七九年四月に中国が廃棄を通告し、八〇年四月に終了した。」（新

を發展させたいという趣旨を共同声明の中に入れていたといわれた。これに賛成する。相互不侵犯、平等互惠でいきたい。

田中総理：日本では中ソが一枚岩であるとの前提に立っていた。それは中ソ友好同盟条約や、北鮮とソ連・中国との条約を考慮してのことである。しかし、中ソが一枚岩でないことが、日本人にも理解されてきた。

ソ連には第二次大戦後、首をしめられたので、日本人はソ連のことを額面どおり受けとっていない。南北朝鮮が自主的に統一をはかることを支持する。しかし、ソ連の企みにより朝鮮統一がなされるのではないかという不安が日本国民のなかにある。

周総理がいうとおり、実体は北鮮がソ連のいうままになっていないということであれば、わが国が北鮮との関係を改善することはアジアの平和にとって、よいことだと思ふ。周総理：中ソ友好同盟条約は源泉がヤルタの密約にある。対日問題もヤルタから出発している。米国は中国の東北地方と西北地方をソ連に任せた。ソ連は国民政府との間に、中ソ友好同盟条約を作ったが、これは日本に対抗するためである。当時蒋介石はヤルタの密約を知らなかった。このとき国府はモンゴルの独立を承認した。また、ソ連の中朝鉄道租借を認め、旅大地区にソ連の進出を許した。

中国共産党が政権を握ってから、毛・周がモスクワに赴き、中ソ友好同盟相互援助条約を作った。そのさい、毛・周はモンゴルを中国の家庭に入れていたといったがソ連に反対された。しかし中朝鉄道はとりかえし、旅大地区は三年以内に返還する旨約束させた。

同条約には日本を対象とする部分がある。同条約の有効期限は三十年であるが、この

版 日本外交史辞典』岡部達
味稿抄録)

中印国境紛争一 一九五九年、
六二年の中国とインドとの国
境線をめぐる武力衝突。

アイゼンハワー一 一八九〇、
一九六九年。アメリカの軍人
・政治家。第三十四代大統領
(一九五三～六一年)。「外交面
では大量報復戦略の採用、五四
年東南アジア条約機構(S.E.
A.T.O.)の創設、五八年中東
への武力介入等、共産勢力封
じ込めをはかるかたわら、平
和共存ムード下で朝鮮戦争、
インドシナ戦争の解決(五三
～五四)、五三年国際原子力
平和利用機構の提案を手がけ、
五五年ジュネーヴ頂上会談に
出席し、五九年キャンブデー
ヴィットでフルシチョフソ連
首相と会談した。『コンサイ
ス外国人名辞典』第3版)

ブレジネフ一 一九〇六～八二年。

ソ連の政治家。「六四年フルシ
チョフ失脚のあとをうけて党
中央委第一書記となり、首相コ
スイギンと組み、従来の内外政
策における主観主義的偏向を
是正、(高度社会主義)段階に

条約が実際に効果を見せたのは、最初の六年くらいで、フルシチョフが政権を取ると、
彼はこの条約を無視した。

一九五五年に、ソ連は、中ソで連合艦隊を作り、旅大地区を共同で防衛しようと提案
した。そこで毛沢東は、ソ連が海から来るなら、我々は山に入つてゲリラ戦をやると言っ
た。

一九五九年六月、フルシチョフは中国との間に締結した原子力に関する協定を一方的
に破棄した。インドの挑発によつて発生した中印国境紛争に際しても、ソ連はインドを
支持した。

フルシチョフはアイゼンハワーとの会談がうまくいかなかったので、その鬱憤を中国
に向けた。

そこでソ連は対中国援助物資も提供を打ち切り、一三〇〇余の技術者も一斉に引き揚
げた。

ソ連は反面教師であり、われわれは余儀なく自力更生の原則に立った。一九六三年七
月のはじめ、モスクワで両党会談が行われたが、これが党と党との最後の会談になった。
七月十九日、ソ連共産党はわれわれとの会談を決裂させた。その翌日、二十日には三国
核実験停止条約が締結された。フルシチョフは信用を重んじない人間だった。そこでわ
れわれはブレジネフに期待をかけた。しかしブレジネフの政策もフルシチョフと変わらず、
したがって、ソ連との話し合いは、うまくまとまらなかった。

かつて、毛沢東はコスイギンにいった。中ソがお互いに相手を教条主義者、修正主義

対応する新路線を志向。七一年党大会（第二十四回）で（平和綱領）を発表。国際的緊張緩和・平和的共存の二原則に立つ、いわゆる（ブレジネフ路線）を定着化し、一時分裂の危機に瀕した国際共産主義運動の再統一を推進した。（『コンサイス外国人名辞典』第3版）

コースイギン 一八九四―一八〇年。ソ連の政治家。一五三年三月八月スターリン死後の改革で新設の軽工業・食品工業相、五九―六〇年 Gosplan（国家計画委員会）議長、六〇年第一副首相専任。六四年一〇月フルシチョフ失脚にともない首相に就任。経済改革以後テクノクラート路線を推進し、定着させた。（同右）

ホーチミン 一八九〇―一九六九年。「北ベトナム大統領（一九四五―六九）。一九三〇年香港でベトナム共産党（のちにインドシナ共産党と改称）を結成。反仏民族独立運動を展開。第二次世界大戦中は反仏・反日ゲリラを指導し、一九四一年民族統一戦線のベトナムを結成。一九四五

者といっている。これでは中ソとも社会主義でないことになる。コースイギンは、一体何時まで論争するのかと聞いた。毛は一万年論争すると答えた。コースイギンはそれでは長すぎるといった。毛はそれではあなたに免じて一千年だけ引こう、九〇〇〇年論争すると述べた。

しかし、毛は党と党との関係は別として、国家間の関係は改善できるといった。そこで、三年の長期貿易協定を作ったが、ソ連はこれを一年で破棄した。

一九六九年、中国の建国二十周年を祝うとき、コースイギンがハノイにおけるホーチミンの葬儀の帰りに、北京へ来たので、周がコースイギンと三時間会談した。当時、中ソ間に国境衝突があったので、私は手始めに国境問題をとりあげたいといった。

ツアアのロシアと中国との間に不平等条約が結ばれた。ロシア革命の後、レーニンはこれを不平等条約だといった。実際のところ、この条約で国境を画定したときは、実地探査もやらず、鉛筆で線を引いただけで作った。

中ソ国境に関し、中国側が提案したのは次の三点である。

- (一) 現状維持
- (二) 武力不行使
- (三) 論争のある地域の調整

コースイギンはこの提案を受け入れたので、一九六九年十月二十日から話し合いを開始したが、いまや三年になるのに暫定案すら、まとまっていない。

中国はビルマ、アフガニスタンなど、いろいろな隣接国と国境線を画定しており、未

年日本軍降服後、ベトナム民主主義共和国臨時政府を樹立、大統領兼首相となり翌年末よりフランスと抗争。一九五一年改称したベトナム労働党主席に就任。一九五四年ジュネーブ協定成立後、アメリカの南北ベトナム分断に対抗し、反米闘争（ベトナム戦争）を指導。」（川田侃、大島英樹編、『国際政治経済辞典』改訂版、白井実穂子稿）

反面教師＝悪い見本としての教師。学んではいけない教師。反面には正（フランス）の反対という意味がある。

日本軍国主義批判Ⅱ「一九六〇年代から七〇年代初頭にかけて、中国は日米安保条約を（日本人民を抑圧する条約であり、中国を敵とし、アジア人民を敵とする侵略的な軍事同盟条約）（一九九三年三月）と批判し、また岸信介など直接戦争にかかわってきた人たちが軍国主義者が政治の中核を担っているとして日本を非難するキャンペーンを行なった。六九年十一月の日米共同声明での（韓国の安全は日本自身の安全に

解決なのはソ連とインドだけである。

したがって、中ソ友好同盟相互援助条約は、実際には、存在しないも同然である。ソ連側にこう聞いた。お前達はこの条約を覚えているか？ そしたら覚えていると答えた。ソ連はカザフスタンからモンゴルにかけて、百万の軍隊を配置し、中国に対抗している。モンゴルだけでも六個師団を配置し中国に向けている。これでもソ連が同盟国であるといえるか？ 中ソ友好同盟条約はないのと同じだ。われわれはソ連と何回も交渉して深い教訓を得た。

なお、台湾についていえば国府は日本を脅かしているだけである。

田中総理：ソ連は日本との間で不可侵条約を結んでいるながら（敗色濃厚となると日本に對し）首つりの足を引っ張ったので、日本としては、ソ連を信用してはいない。

周総理：われわれは日本がソ連と話するのは容易でない、四つの島を取り返すのは大変だと思っている。

田中総理：魚の問題も大変だ。

周総理：これまで日中間に外交関係がなかったにもかかわらず、東海、黄海の漁獲について、日中間でうまくいっている。

話が変わるが過去の歴史から見て、中国側では日本軍国主義を心配している。今後は日中がお互いに往来して、われわれとしても、日本の実情を見たい。

田中総理：軍国主義復活は絶対がない。軍国主義者はきわめて少数である。戦後、衆議院で十一回、地方の統一選挙が七回、参議院が九回選挙をした。革命で政体を変えるこ

とつて緊要である。…台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要とし、いわゆる「韓国・台湾条項」に対しては、「米日反動派」の陰謀とし、日本軍国主義の復活を厳しく批判した。しかし七一年の米中和解により事態は一変した。中国は日米安保体制をソ連に対抗するものとして事実上容認するようになった。以来、日本への軍国主義批判からは、日米安保体制への批判は消え、「歴史認識」に関わるものにおいてなされるようになった。日中戦争の記念日、たとえば日中戦争の発端となった盧溝橋事件の五十年などに、また教科書問題、光華寮裁判問題、靖国神社公式参拜、閣僚発言問題、防衛費一割増突破問題など日中間の問題が起きたときに出てくる。いずれも内向きには日本の侵略戦争についての歴史の記憶を国民に常に意識させ、敢然と抗日戦争を戦った共産党政権の正統性を維持すること、外向きには日本の軍勢力増大の傾向を牽制することなどを目的

とは不可能である。また国会の三分の二の支持なくして憲法改正はできない。

日本人は領土の拡張がいかに損であるかをよく知っている。

日本人は現在、二人ずつしか子供を生まない。このままでいけば、三〇〇年後には日本人がいなくなってしまう。日本を恐れる必要はない。

周總理：政権担当者の政策が大事である。

田中總理：（日本列島改造計画を説明し）軍国主義復活のために使う金はない。

周總理：日本は核戦争にはどのように対処するのか？ ソ連は核戦争禁止、核兵力使用禁止を提唱しているが、これは人をだますペテンであるから、あばく必要がある。核非保有国がソ連のペテンにかかる恐れがある。二十七回国連総会におけるソ連提案は危険であるから、あばいてやろうと思う。ソ連のいうことを信ずれば、他の国は、無防備になる。ソ連は自分の手には最大の核を持ち、人には持つなどいつている。米国も中国もともに、ソ連提案に反対することがソ連にはわかっている。それにもかかわらず、持ち出すのは、米中が同調していると宣伝したためである。

ソ連にはすでにいった。非核保有国に対して、中国と同様、自らは核を最初に使用するのではないと誓え。また、核が不必要というなら、全部廃棄して、国際監視委員会の監視下においたらどうか？ こうソ連にいった。

彼らは核兵器の禁止を口にするが廃棄するとは決していつていない。これはペテンだ。ソ連に対する警戒心を失えば、ソ連にやられてしまう。

田中總理：日本の工業力、科学技術の水準から、核兵器の製造ができるがやらない。ま

としてなされていると見られる。日本で軍国主義が復活する可能性があるとは本気で信じている中国人の数がどのくらいであるかは不明だが、最近、日本に詳しい専門家の中では、そのような可能性はほとんどないとの見解が増えている。」

〔天児慧他編『岩波現代中国事典』田中明彦稿抄録〕

日本列島改造計画Ⅱ田中角栄が一九七二年六月の自民党総裁選に立候補するに際してうちあげた、公共投資を主導として過密・過疎の問題解消をねらった一種の地域格差是正案である。

三八度線Ⅱ南北朝鮮が三八度線をめぐって対立し、一九五〇年六月十五日、戦争となった。南の韓国軍援助のためアメリカが介入、北の朝鮮民主主義人民共和国には中国が義勇軍を送って戦ったが、けっさく三八度線を中心にして膠着状態に陥り、一九五三年七月二十七日に休戦協定を締結した。

C I A = Central Intelligence Agency

た一切保有しない。

周総理：日米安保条約には不平等性がある。しかし、すぐにはこれを廃棄できないことはよくわかつている。なぜなら、日本が米国の核の傘の下にあるのでなければ、日本に発言権がなくなるからだ。

田中総理：米国は侵略的だというのが、米国は共産主義の一枚岩に対し、自由主義国家を守ってきた。米国には領土拡張の野心も、侵略の意図もないと思う。だから、米中間係改善はアジア、ひいては世界平和のためになる。

周総理：第二次大戦後の米国の行動には拡張主義、侵略主義の考えが裏にあった。しかし今や米国は他国をふとらせてしまつて、自分は困っている。

田中総理：米国としては、中国には他国を侵略する意図がないと考えている。米国はその国が自ら決する問題には介入しない。米国には侵略の意図がないと思う。また侵略に出れば、国がもたぬ。これが私の米国に対する率直な評価である。日中国交正常化後は、日米関係についてもご理解を深めてほしい。

周総理：中国と米国との間で、最も合意し難いのはヴェトナム問題についてである。南北ヴェトナムの問題は三八度線の問題とは本質的に異なる。

米国のヴェトナム政策、インドシナ政策の変遷を見ると、米国に責任がある。ラオス問題はC I Aがやったことだ。キッシンジャーにもそういった。米国はポロ屋台を抱えており、ヴェトナムでは朝鮮戦争よりも多くの戦費と死者を出した。一方、中国にはヴェトナムに対する義務がある。

アメリカ政府の情報収集機関。
キッシンジャー（一九三二年）。

「ニクソン訪中の段取りをつけ、米中関係緩和に努めた米国の大統領補佐官、國務長官、國際政治学者。南ドイツのフェルトでユダヤ系の子として生まれ、三八年両親とともに米国に逃れ、四三年米市民権を取得した。五四年ハーバード大学で博士号を取得、五七年「核兵器と外交政策」を刊行し、注目された。六二年同大学政治学教授、六九年ニクソン大統領の補佐官（国家安全保障問題担当）となり、七三―七七年月秘書裏に北京を訪問し、ニクソン訪中の段取りをつけた。翌七二年二月ニクソンの訪中に随行し、喬冠華外交部副部長と共同コミュニケーション作業にあたった。」（天兒慧他編『岩波現代中国事典』山極見稿抄録）

金門・馬祖砲撃 一九五八年八月十三日から翌年一月七日まで砲撃を行い、台湾軍兵士七千人が死亡したといわれる。

ニクソン訪中のさいの最大の問題はヴェトナム問題であった。

蒋介石の問題は、いざれ解決できる。今はインドシナが問題である。

ダレスの政策は、大陸と台湾を分断し、台湾を米国の保護下におこうとした。しかし、蒋介石が米国のいうことを聞かなかった。蔣は個性の強い人間である。米国は金門・馬祖から国府軍を撤去させようとした。なぜなら、金門・馬祖は米国の防衛範囲に入っていなかったからである。そこで蒋介石は激怒した。われわれはこれを見て、金門・馬祖に砲撃を加えた。そこで蔣は金門・馬祖を守る口実ができた。われわれは奇数日だけ砲撃することに決めた。キッシンジャーは「台湾海峡の両側の中国人が中国は一つであると主張することにチャレンジしない」といった。これはキッシンジャーの傑作である。ヨーロッパ問題についていえば、今、ヨーロッパの連中は平和の幻想を抱いている。

田中総理：尖閣諸島についてどう思うか？ 私のところ、いろいろいつてくる人がいる。

周総理：尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない。

国交正常化後、何か月で大使（館）を交換するか？

大平大臣：できるだけ早く必要な措置を講じていくが、共同声明のなかに、何か月以内には書けない。もし一日でもたがえたらよくないことだからだ。総理と私とが中国を訪問した以上、二人を信用してもらって、できるだけ早く大使の交換をやるということ

傑作「文字どおりほめていつて
いるのではなく、いくらか保
留しながらほめる」の用語。
尖閣諸島問題「日本の沖縄県石
垣市に所属する尖閣諸島は、魚
釣島、久場島、大正島などの島
からなり、日本領土として地
図に記載されたのは一八七九
年であった。一九六九年五月、
国連アジア極東経済委員会は
東シナ海大陸棚の鉱物資源共
同調査結果を発表し、この周辺
に石油および天然ガス資源が
豊富に埋蔵されている可能性
があると指摘した。一九七〇年
七月、台湾政府は尖閣諸島を含
む海域での石油開発契約を承
認し、以来、台湾では政府と
世論による尖閣諸島の領有主
権の主張が登場した。米国は
日本の潜在的な主権を認めてい
るにもかかわらずこれに関与
せず、さらに同年十二月には
中国政府がその主権を確認す
るまでにいたった。日本政府
は、一九七二年三月の日本外
務省文書でその主権を確認し、
引き続き五月十五日沖縄は
日本に返還されたが、依然と
して台湾政府と中国政府がそ

でご了承願いたい。

周總理：「できるだけ早く」で結構だ。お二人を信用しましょう。

田中総理：相互信頼が大事だ。だから、日本に軍国主義が復活するとか、侵略主義が復
活するとか考えないようお願いしたい。

周總理：私は日本の社会党より、ひらけている。社会党は「非武装」をやかましくい
うから、日本が自衛力をもつのは当然ではないかといつてやった。

田中総理：それはどうも。

周總理：我々は、インドシナ問題を第一に、台湾問題は第二に考えている。台湾解放は
中国の国内の問題だから、しばらく後でもよいと思う。

第四回首脳会談（九月二十八日）

周總理：今日は台湾問題を話し合いたい。ところで明日はどうしますか？（周總理から、
調印式はじめ、二十九日の日程及び三十日出発の細目につき話があり、詳細につき橋本
中国課長から韓叙（儀典長）に連絡して決定しようとの話あり）

台湾問題につき、日本側から話を聞きたい。私は一九二四年に蒋介石と知りあつた。
国民党とは二回合作した。また二回戦つた。私は五〇歳以上の国民党・政府の要人はよ
く知っている。今日は秘密会談であるから、何でもいつてほしい。

の主権を主張しており、七八年八月の日中平和条約交渉ではその主権問題は一時棚上げとされた。(浦野起典編著『20世紀世界紛争事典』三省堂)

大平大臣：いよいよ明日から、日台間の外交関係は解消される。(以下大平大臣は別紙をそのままゆつくりと読みあげ、周総理以下中国側は極めて真剣に聞いた。)

(別紙)

日中国交正常化後の日台関係

一、日中国交正常化の結果、現に台湾を支配している政府とわが国との外交関係は解消される。このことは当然のことではあるが明確にしておきたい。しかしながら、昨年、日台貿易が往復一二億ドルを越えたこと、わが国から台湾へ約一八万人、台湾からわが国へ約五万人の人々が往来したことなどにみられるとおり、日本政府としては、日台間に多方面にわたる交流が行われているという事実、また日本国民の間には台湾に対する同情があるという事実を無視することはできない。

二、日本政府としては、今後とも「二つの中国」の立場はとらず、「台湾独立運動」を支援する考えはまったくなくはもとより、台湾に対しなんらの野心ももっていない。この点については、日本政府を信頼してほしい。しかしながら、日中国交正常化後といえども、わが国と台湾との関係においては、次の諸問題が当分の間残ることが予想される。

廖承志 = Liao Chengzhi 一九〇八
〜八三年。「中国の政治家。別
名は何柳華。広東省の人。兩
親の日本留学中に東京で生れ
る。父は国民党左派要人の廖
仲愷、母は何香凝。一九一九
年嶺南大に入学。二五年父暗
殺後、渡日して早稲田大に入
学。のち退校、ドイツ・ベルギ
・オランダの中国人海員の中
で赤化工作。三三年帰国。三五
年来、中国共産党出版局長・「解
放」編集長・党広東省委委員等
を歴任。四九年政務印政治法
律委員長・華僑事務委副主任。
五五年国際貿易促進会委員と
なつて以来、日中貿易交渉で活
躍、五四年、五七年の二回来日。
五六年、八期中央委員兼統一
戦線工作部長。六四年、LT（廖
承志・高橋）連絡事務所を設置。
文化大革命中に批判され、失
脚したといわれたが、のち復
活。七二年日中復交に一役か
い、ついで来日。中日友好協
会長、全人代常務委員会副委
員長等を歴任。」（「コンサイス
外国人名事典」抄録）

(一) 政府は在台湾邦人（現在在留邦人三九〇〇及び多数の日本人旅行者）の生命・財産の保護に努力しなければならない。

(二) 我が国は自由民主体制をとっており、台湾とわが国との人の往来や貿易ははじめ各種の民間交流については、政府としては、これが正常な日中関係をそこねない範囲内において行われるかぎり、これを抑圧できない。

(三) 政府は民間レベルでの日台間の経済交流も (二) と同様容認せざるをえない。

(四) 日台間の人の往来や貿易が続く限り、航空機や船舶の往来も (二) (三) と同様、これを認めざるをえない。

三、日中国交正常化後、台湾に在るわが方の大使館・総領事館はもちろん公的資格を失うが、前記の諸問題を処理するため、しばらくの間、その残務処理に必要な範囲内で継続せざるを得ない。またある一定期間の後、大使館・総領事館がすべて撤去された後に、なんらかの形で民間レベルの事務所、コンタクト・ポイントを相互に設置する必要が生ずると考える。このことについて中国側のご理解を得たい。

四、なお、政府としては、日中国交正常化が実現した後の日台関係については、国会や新聞記者などに対し、上記の趣旨で、説明せざるをえないので、あらかじめご了承願いたい。

覚書貿易事務所⇨国交のない状態で一九六八年から七二年にかけて行われた日中貿易(覚書貿易)あるいはMT貿易といわれたの事務機構。

蕭向前⇨一九一八。「外交官。七二年の国交正常化時の日本駐在連絡役。八二年の教科書問題では対日批判の責任者。奉天省(現、遼寧省)台安出身。戦前日本の東京高等師範と東京文理科大学に学ぶ。戦後は五二年に日本の政治家として初訪中した高良とみ・帆足計らを接受し、その後たびたび来日。六〇年代から周恩来の指示により、廖承志をトップとする。もう一つの日本組で孫平化らとともに対日外交の連絡係の役割を果たす。文革中は五・七幹部学校に送られるが、七一年中央に復帰し、七二年七月には中日備忘録(覚書)貿易東京事務所主席代表となり、孫平化と大平正芳外相や橋本恕中国課長らと初の政府間接触を持った。七三―七八年駐日中国大使館参事官、帰国後、外交部第一アジア局長。八二年六月の教科書問題では、教育・宣伝部門と連携して厳しい対日

周総理：日本側では、台湾との間で「覚書事務所」のようなものを考えているのか？台湾が設置に承認するであろうか？日本側から、主導的に先に台湾に「事務所」を出した方が良いのではないか？

(橋本中国課長注：周総理以下中国側は、大平大臣あるいは田中総理が日台関係につき、何か難しいことを言い出すのではないかと顔をして、難しい顔で大平発言を聞いていた。しかし、大平発言が終ると、一様に安心したという表情となり、大平発言につき正面から認めるとはいわなかったが、わかっているから心配するなという表情で、うなずいた。)

大平大臣・田中総理：まあ「覚書事務所」のようなものを考えている。

周総理：日中双方の大使館が出来るまで、中国側としては、蕭向前シヤオシェンチヤエンが中国政府を代表することとしたい。

田中総理：結構である。

周総理：日本側は誰が代表するのか？北京の日本側覚書事務所の代表は□□とかいう人だが？

田中総理：(中国課長に向い、また、大平大臣に向い、どうするか？)と言われた。中国課長より、北京には外務省出身の□□と通産出身の□□がいると答えたが、田中総理は両名ともご存知なかった。)

日本政府の方は橋本中国課長にやらせる。したがって、大使館ができるまで橋本―蕭向前のラインで政府間の連絡をさせたい。

批判を行なう一方、鄧小平の指示で、正常化交渉以来旧知の日本外交官と取捨交渉にあたった。八九年以来中日友好協会副会長などを務める。(天児慧他編「翌岩波現代中国事典」別枝行夫稿)

何応欽 一八八九—一九八七年。

二六・台湾行政院長。貴州省出身。一九一六年日本陸軍士官学校卒業。一九二三年、黄埔軍官学校の総教官となり、二五年から国民党中央執行委員。二六年北伐に参加、二九年に総參謀長に就任した。国共内戦中の四八年に国防相と行政院長を兼務。台湾に移つてからは総督府の戰略顧問委主任を務めた。故岸信介元首相ら日本の親台湾人脈とのつながりが深く、たびたび来日した。六五年勲一等旭日大綬章(日本政府)受賞。(日外アソシエーツ「古代から現代まで中国人名事典」)

張群 一八八九—一九九〇年「政治家。台湾総督府資政。四川省出身。字・岳軍。保定軍官学校から日本の陸軍士官学校に留学。その間蒋介石と起居を共にし、無二の知己となる。一九二二年帰国し、辛亥革命に

北京の日本側覚書事務所を代表にするかは、後で決めて通報する。

周總理：結構である。橋本—蕭向前で政府間の連絡をしあうことに確定しよう。

明日(二十九日)大平大臣が調印後、記者会見で、日台外交関係が切れることを声明されると聞いたが、大いに歓迎する。田中・大平両首脳の信義に感謝する。中国もいったことは必ず実行する。「いえば必ず信じ、行えば必ず果す」という諺が中国にある。今後は日中間に新しい関係を樹立して行きたい。

田中總理：われわれは異常な決心を固めて訪中した。明日の大平大臣の記者会見で、台湾問題は明確にする。責任を果すためには、困難に打ち勝ち、実行していくという考えを堅持していきたい。日本の政治の責任者として、万全の配慮をし、事後処置についても最善の努力をしなければならぬことをご理解願いたい。

明日の大平大臣の記者会見で、自民党内には党議違反の問題が起つてくる。しかし、私は總理であると同時に總裁であるから、結論をつけたいと考えている。

台湾との関係については、色々問題が起るが、大平大臣の述べた最小限の措置についてご理解願いたい。

周總理：私もその問題について話したいと思っていた。

田中總理：台湾に対する日本側の現実的な措置については、事前に中国側にお知らせする。しかし、台湾は日中国交正常化後は戦争状態に戻るといつているから、日本の總理としては困っている。

周總理：今回の共同声明につき、中国側で、「戦争状態」の問題につき、表現を考えたのは、

参加。二六年以後は蒋介石に従い、三五年外相となり、滿州事変後の対日交渉を担当。三八年行政院副院長、四〇年四川省主席などを歴任。戦後は国共停戦協定国府側代表として、G. C. マーシャルと援助を受ける交渉を行なう。四七年行政院院長。渡台後、五〇年總統府資政、五四―七二年總統府秘書長を務め、蒋介石の側近の中で最高ブレイクとして活躍。七二年辞任し、總統府資政となるが、以後も政界の長老として影響力を持つていた。また、親日派の代表的人物として知られ、台湾当局の対日政策決定に大きな影響力を発揮した。長男・張繼正（元台湾中央銀行総裁）、友人・蒋介石（台湾總統・故人）、張學良（元軍人）。（同右）

谷正綱（一九〇二年）。「貴州省安順県生まれ。貴州省の名望家に生まれる。中国国民党の政治家、民間の反共運動組織のリーダー」。（山田辰雄編『近代中国人名辞典』井尻秀憲稿抄録）

黄埔軍官学校。「国民党命期において多くの将校や政治委員を養成した中国国民党陸軍軍官学校

その点に配慮したからである。米国に対し、われわれも通報した。

大平大臣：日台問題に関し、後でいろいろ問題が起つたら、中国側に連絡する。

周總理：蒋介石は重病であるが、何応欽、張群の二人は扱いやすい。この二人は風向きを見て、方向を変えて行く人だ。谷正綱も口先だけの人で、バックに力はない。

張群は四川、何応欽と谷正綱は貴州の人だ。しかし、蔣父子は彼等をあまり信用していない。何故なら、彼らに権力を奪われるのではないかと心配しているからだ。沈昌煥は極端に走る人ではない。主な問題は経国である。経国は小細工をやる人で、蒋介石の方がスケールは大きい。蒋介石は軍隊を誰にも渡さない。蒋介石が米国にも日本にも行かない理由は、ゴ・ジンジェムや李承晩の二の舞をしないようにしているからだ。

経国の弱点は、黄埔軍官学校出身者との関係がよくないことだ。彭孟緝駐日大使も黄埔軍官学校出身である。彭は台湾には帰りたくないと思っている。経国は陳大慶を除いては、黄埔軍官学校出身者を排斥している。

嚴家淦が財政経済をあずかっている。台湾がうまくやっていくためには、二つの面で外国に頼らざるをえない。一つは軍事援助で、これは米国に頼らざるをえない。いまひとつは貿易の面であり、これは嚴家淦がやっているが、貿易なくしては台湾経済がやっていけないし、借款を受けねば、五十万の軍隊を維持できない。また大陸から渡来した二百万〜三百万の人々と台湾人との関係の問題もある。

台湾には、このような弱点がある。したがって、台湾にいる連中は小さな波乱は起すが、大きなことはできない。これを小細工と言う。

の、一九二六年三月から二八年三月までの通称。二二年十二月、桂林における孫文とコミンテルン代表マーリンとの会談で軍官学校の設立に合意、第一次国共合作成立（二四年二月）後の二四年六月広州市郊外の黄埔長洲島に開学。学校総理孫文、校長蒋介石、学校党代表廖仲愷、政治部主任周恩来で、国民党中央執行委員会に直属。二六年七月に開始された北伐では、卒業生が軍事的・政治的指導者として活躍。二八年三月、学校は南京に移り、中央陸軍軍官学校と改称。

潮州、南寧、長沙、武漢に分校があった。黄埔軍官学校時代、都合六期の学生募集があり、総計二万二〇〇〇人余りに達した。また、『第三次国共合作』をにら

み、八五年六月、創立六十周年を記念して北京で黄埔軍校同学会が組織された。南京の中央陸軍軍官学校および台湾移転後の同校第二十四期以降の卒業生も会員としている。（天児慧他編『岩波現代中国事典』三好章稿抄録）
佐藤前総理 佐藤栄作。六四年から七二年七月まで七年八カ月市史上最長の政権を維持した。

田中総理：台湾問題につき、問題は日本国内、特に自民党内に問題がある。私は訪中前、佐藤前総理に決意を伝えた。彼は十分理解してくれた。台湾との関係については私と大平との政治力が試される問題である。しかし、日中の長い歴史のためには、その程度の困難は覚悟している。

周総理：何か物事をやろうとすれば、必ず反対する者があらわれる。

田中総理：私が中国との国交正常化を決意した最大の理由は、中国（共産党）が世界を全部共産党にしようなどとは考えておらず、大中国統一の理想をもっている党であって、国際共産主義の理念の下に行動しているのではないと考えたからである。

周総理：まず自分の国のことを立派にやっつけていくことが大事で、他国のことは他国自身が自分でやるべきだ。今後は日中関係をできるだけ緊密なものにしたい。まず、飛行機の相互乗り入れからやりたい。

田中総理：結構である。

（出所 外務省外交史料館「田中総理・周恩来総理会谈記録 アジア局中国課」）

大平正芳Ⅱ「一九〇一—一九八〇。日本の首相（一九七八—七九、七九—八〇）。五二年衆議院議員に当選。内閣官房長官、外相、通産相、蔵相および自由民主党幹事長などを歴任。七一年自民党内の宏池会会長。翌年外相として田中角栄首相と訪中し、日本政府を代表し中国との「中日共同声明」に調印、日中国交正常化をなした。七八年自民党総裁に選出され、組閣、福祉社会の建設を目標とした。翌年再度組閣し、外交で環太平洋圏の構想を提唱、在任中、日中関係の発展に尽くした。著書に『わたしの履歴書』などがある。』（『辞海』一九八九年版）

姫鵬飛Ⅱ「一九一〇）。山西省臨猗の人。別名吉洛。一九三一年寧都蜂起に参加し、三三年中国共産党に入党。三四年長征に参加。

三五年中国労働紅軍第五軍団衛生部部长、三六年中央軍事委員会後方衛生部部长を歴任。三七年延安中共中央党校とマルクス・レーニン学校で学び、

大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談（要録）

一九七二年（昭和四十七年）九月二十六日～二十七日。

【解説】 両国首脳会談にあわせて外務大臣の会談がおこなわれた。この原資料には「本」会談要録は、国交正常化当時の記録を改めて昭和五十三年五月タイプ印刷に付したものである。』との注記がある。

第一回外相会談

日時 九月二十六日 午前一〇：二〇～一一：四〇

場所 人民大会堂

出席者

（日本側） 大平外務大臣、吉田アジア局長、高島条約局長、木内総理秘書官、橋本中国課長、栗山条約課長、藤井外務大臣秘書官

三八年新四軍後方政治部主任、四〇年新四軍第一師團旅團政治委員、中共蘇中區第四地區委員會書記兼蘇中軍區分區政治委員、四四年蘇中軍區副政治委員兼政治部主任を歴任。

解放戰爭期は、華中野戰軍縱隊政治司員兼政治委員、華東野戰軍縱隊政治委員兼蘇中軍區政治委員、中共蘇中區委書記、蘇北兵團・第七兵團副政治委員兼政治部主任兼任を歴任。

建国後は五〇年東ドイツ駐在大使（一五五）、五五年外交部副部長（一七二）、七二年外交部部長（一七四）を歴任。七五年第四期全人代常務委員書長、七八年第五期全人代常務委員會副委員長兼秘書長に選出。七九年國務院副總理兼秘書長、八〇年中共中央対外連絡部部長に転任し、國務委員を兼任。八二年および八七年に中央顧問委員會常務委員會委員に選出。中共第十期、十一期中央委員。第四期全人代常務委員會委員。（三菱総合研究所編『中国情報人物事典』）

（中国課） 姬鵬飛外交部長、韓念龍ハンニエンルウ副部長、張香山チヤンアンシャヤン外交部顧問、陸維釗ルイウエイチヤウ亞洲司長、
ワンシヤオユイ
王曉雲ワンシヤオユイ亞洲司副司長、陳抗チエンカン亞洲司處長、高鏢カオオウ亞洲司處長、その他

（挨拶、雑談の後）

（**姬外交部長**） このたび田中総理及び大平大臣が訪中されたことに対しては、昨日周総理よりすでに歓迎の意を表明致しました。私たちは、昨日の総理会談で双方の総理の委任を受けて、これから国交正常化についての具体的問題を話し合うわけですが、これは、重要な任務であると考えます。会議の進め方について大平大臣のご意見はいかがですか。（**大平大臣**） まず、田中総理以下随員に寄せられた中国側のゆき届いた、友情のこもった歓迎に対して厚くおん礼の意を表します。

姬外交部長のいわれるように、双方の首脳から委任された重要な任務につき率直に意見の交換を行ない、相互理解を通じて立派な成果をあげたいと思います。この会議の運び方についての私の意見を求められましたが、私は、今日は、私共日本政府が考えている共同声明の草案について中国側の考え方を聞かせていただきたいと考えます。

（**姬外交部長**） 結構です。草案はあるのですね。（当方より、本文だけからなる共同声明日本側案を手交（別紙の別添一（省略））。

（**大平大臣**） 案文は、まだ日本語のものだけです。これについて、条約局長から説明させるのでお聞きいただきたい。（ここで条約局長より、東京より携行の「日中共同声明の対中

説明要領」に沿い説明を行なったが、実際の発言ぶりは別紙一（省略）のとおりであった。）
（大平大臣） 以上に対して中国側からコメントを得られれば幸いです

（姫外交部長） 解説に感謝します。周総理も昨日はつきり述べたように、いくつかの問題の提起の仕方に双方にとり困難があります。例えば、両国の戦争状態の終了についての提起の仕方は、日本側にもそれなりの問題があるが、中国側も人民を納得させることができないので同意できません。また、歴史の事実にも合いません。だから、双方とも頭をはたらかせる必要があります、このため十分話し合いたい。周総理が述べたように、双方の頭をはたらかせて解決の方法を見出したいと思います。中国側も草案を用意しています。（当方に手交す。別紙二（省略））

これは、日本側の考えも考慮して作ったものです。戦争状態の第一項は、中国側のもとの書き方にあります。日本側の困難は、「日台条約」に関して国会を納得させられないということのようですが、日本側案では、中国人民を納得させることができます。中国人民に、戦争状態がいつ終了したのかをはっきりさせなければなりません。日本側において中国側案文をよく研究していただきたい。この草案は前文も入ってまわっておりま。条項については、順を変えたところがあります。中国側としても日本側がささほど述べたことを研究しますから、中国側案文も研究してみてください。中国側案文の括弧してあるところは、日本側の意見を述べるところだからそうしてあります。今話している問題の主なもの、戦争状態の問題と三原則をどう表現するかということと平和友好条約のところを独立の項とすることです。

双方の研究のために今日はこれくらいにしたいと思います。

(大平大臣) 日本側にも勉強させていただきたい。

(姫外交部長) 結構です。とにかく、こういう問題を解決しなければなりません。

(大平大臣) 日本側も同じ考えです。

第二回外相会談

日時 九月二十六日 午後一七：一〇～一八：二〇

場所 迎賓館一八号楼

出席者

(日本側) 大平外務大臣、橋本中国課長

(中国側) 姫鵬飛外交部長、張香山外交部顧問、周斌(通訳)、江培柱(記録)

(大平大臣) 共同コミュニケ前文についての日本側草案をまだ提出していないが、中国側の提起された三原則に対する日本側の基本姿勢を前文にうたうべきであるとの示唆があったので、日本側では目下どのような形で挿入すべきか検討中である。また中国側の前文には入っていないが、日本側としては、前文に、日中国交正常化が排他的であってはならないとの趣旨を入れてはどうかと考えている。この点については、周総理も強調されたところであり、今後の日中関係が各々の友好国との関係を損うものであってはなら

ず、また第三国に向けられたものでないことを明らかにしてはどうかと考えている。いずれにしろ、上記の趣旨を盛り込んだ日本側草案を次の外相会談までに用意したいと考えている。

共同声明の本文については、二点申しあげたい。第一点は、戦争状態の終了宣言の問題であり、これについては、いろいろな工夫をこらした結果として、ここに二つの試案を示すので、中国側でご検討いただきたい。

第一案は、「中華人民共和国政府は、中国と日本国との間の戦争状態の終了をここに宣言する」というものであり、主語が中華人民共和国になっている点特徴的である。このように、戦勝国だけが一方的に戦争状態の終了を宣言した例は、過去に、連合国とドイツとの戦争状態終了に際して採用されたことがある。

第二案は、「日本政府および中華人民共和国政府は、日本国と中国との間に、今後全面的な平和関係が存在することをここに宣言する」というものであり、いつ戦争が終了したかを明確にしないものである。この問題については、双方に立場の違いがあるので、将来に向って前向きな態度で処理することを考えたものである。

第二の問題は、台湾問題であり、これについても試案を考えたのでご検討願いたい。中国側案では、第二項に、唯一合法政府の問題と台湾問題とを一緒に記してあるが、これを切離し、台湾問題を第三項として、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明した。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持する。」というもので

ある。

以上、あくまでも試案として作ってみたものであり、中国側でご検討の上、さらによい知恵があればお聞かせ願いたい。

もう一度申し上げれば、前文については、本日私から御説明申しあげた考え方に基いて、日本側案を作成し、次の外相会談で提示したい。

本文については、戦争状態の終了と台湾の領土帰属の二点について、日本側試案を提出したので、次の会談において、これに関する中国側のコメントをうかがいたい。

第三点として、こちらからお願したいのは、今後とも重要な点については、私と貴外交部長との間で話しあうこととしたいが、その他の、文章づくり、テニヲハ等については、私の指名する者と、貴部長の指名される者との間で相談させては如何かと考えます。

(**姫外交部長**) 三原則を前文にどう入れるかを検討中であるのか。

(**大平大臣**) 三原則について、日本側草案は、分解して本文に記していたが、中国側案では、三原則ともひつくるめて前文に記しており、日本側案にご同意頂けるならば別であるが、そうでないならば前文において、どのような表現で言及するかについて目下工夫しているところである。

(**姫外交部長**) 中国側草案の前文には、これまで存在していた日中間の不正常な関係を改めることを両国人民が切望している旨の、両国人民の共通の気持を記したが、これは必要だと考える。次に中国側草案は、日中の過去の歴史にふれるとともに、「日中復交

古井先生 古井喜美。一八三七
〜一九九五年。「三四年に松村

謙三に同行して初の訪中。以後は日中正常化に全力をあげるが、四五年の日中覚書協定共同コミュニケでは党内タカ派から「土下座外交」ときめつけられた。だが、古井は「中国は共産主義の色彩より民族主義としてのそれが強い」として信念を曲げず。四七年の日中国交正常化に当り共同声明の草案作成で両国間の窓口の役をつとめた。しかしこの直後の総選挙では落選。外交問題に票にならぬ」といわれた。」
〔旺文社編『現代日本人物事典』
上田泰輔稿抄録〕

三原則」について記している。中国側は、この原則がこのたびの日中国交正常化の基礎となるものと考えているが、日本側としても、すでにこれを充分理解できるとの態度を表明しているのだから、とくに問題はないのではないか。中国側草案の本文には、三原則のうち、二原則しか記述されておらず、第三原則すなわち「日台条約」にふれていないのは、前文において、日本側が三原則全体に理解を示す旨記述するからである。個別に記す形式を採用し、かつ、「日台条約」に言及しないというわけにはいかない。

前文には、その後に、日中は社会制度が異なるとはいえ、平和友好的につきあうべきである旨強調され、最後に、日中国交正常化がアジアの緊張緩和、世界の平和に利するとの評価が記されている。

なお、以上の中国側前文案は、古井先生との話し合いの結果に基づいて起草されたものである。

次に本文について説明する。

第一項の戦争状態の終了については、日本側の提示された案に基づいて再検討してみる。ただ、「本声明が公表される日に」戦争状態が終了する旨の時期の問題は重要である。つまり、この時から、本文の戦争状態以外の他の部分についても効力が発生することとなる。例えば、日本が中華人民共和国を中国の唯一合法政府と認めるのも、この日からである。現時点でどう認めると要求されても、日本側はお困りでしょう。

第二項については、どうして、中国側案のカイロ宣言ではなく、ポツダム宣言の立場を堅持するとしたのか。

(大平大臣) 日本が受諾したのは、カイロ宣言ではなく、ポツダム宣言だからである。

(姫外交部長) この点については再度検討してみる。

「日中関係が排他的でなく、第三国に向けられたものではない」旨記するのは、前文の中よりもむしろ第六項に入れるべきであると考えるがどうか。

(大平大臣) 特にこだわらない。

(姫外交部長) 戦争状態の終了の問題について、本日、二つの日本側案をいただいたが、中国側としては、時期の問題を極めて重視している。しかし、なんとかして解決しなければならぬ問題である。

(大平大臣) 日本側としては、なんとか国内的に defend できる線でもとめたいと考えている。

(姫外交部長) この点については、周総理もはっきり(日本側の困難はわかっていると)言明しておられるので、何とかよい案を考えたい。

他にご注文があれば伺いたい。

(大平大臣) 実質上の問題ではないが、本日話しあったような重要問題については、貴外交部長と私との間で解決することとし、他の基本的合意に達した部分については、できれば早速にも、特定の者を双方で指名して、修文にかからせてはどうかと考えるが如何。

(姫外交部長) 日本側は誰を指名されるか。

(大平大臣) アジア局長、条約局長、橋本中国課長、栗山条約課長と通訳と記録係を考

修文 文章をしあげる。

自己を保護する。説明して
なっとくしてもらおう。

えている。

非公式外相会談

日時 九月二十七日

場所 万里の長城往復の車中

大平大臣及び姫鵬飛外交部長、他通訳等。

(以下は会談の要旨)〔本書収録にあたって省略〕

第三回外相会談

(最終会談であり、最も重要なもの)

日時 九月二十七日午後一〇：一〇～二十八日午前〇〇：三〇

場所 迎賓館

出席者

(日本側) 大平外務大臣、橋本中国課長、通訳

(中国側) 姫鵬飛外交部長、張香山外交部顧問、通訳

(大平大臣) 本日の話し合いは夜の仕事になりました。

(姫外交部長) 私は夜の仕事に慣れてる方です。

(大平大臣) 本日午前中の八達嶺、定陵の参観に際しては、姫外交部長にご案内頂いた。姫部長はお疲れのことと思う。

(姫外交部長) 疲れてはいない。

(大平大臣) 共同声明について、中国側で何かいい案が出たかうかがいたい。

(姫外交部長) 本日午後の事務レベルでの話し合いにより、次の諸問題が問題として残った。

第一番目の問題は、日本側提出の共同声明案の前文で述べられている、日本側の態度の表明に関する問題である。即ち、日本側が与えた戦争損害に対する日本側の反省表明の問題である。

次は「復交三原則」についての問題である。

第三番目の問題は、共同声明案本文での戦争状態終結に関する問題である。

次は戦争賠償についての表現の問題である。

最後に平和友好条約の締結についての問題、ならびにその他の各種協定締結についての問題がある。

これらの諸問題は両国外相間の討議事項であり、事務レベルでは、詳しい、突っこんだ話し合いは行わなかった。

最後に、共同声明の表題については、総理により処理してもらおうこととした。

(大平大臣) 総理マターとして、本件を扱うことを意味するのか。

総理マター＝総理が決済する問題の意であろう。

（**姫外交部長**） そのとおりである。中国側についていえば周恩来総理に処理を一任することになる。

そこで中国側の考え方を次に申し述べることにする。まず共同声明の表題について、本件表題は、共同声明の中国語テキストでは「中華人民共和国政府と日本国政府との共同声明」と修正し、反対に日本語のテキストの表現におきかえれば「日本国政府と中華人民共和国政府との共同声明」と修正してはどうか。中国側がかかる表題を選んだ理由は、共同声明の内容自体が、たんに国交正常化の一事を指しているのではなく、それ以上の幅広い問題を含んでいるからである。表題を国交正常化という字句で表現した場合、共同声明に含まれているすべての問題を包括することが出来なくなるからである。「中華人民共和国政府と日本国政府との共同声明」（あるいは「日本国政府と中華人民共和国政府との共同声明」とした場合、包括する範囲が広がるからである。

（**大平大臣**） 表題については、上記の中国側の提案も含めて田中総理とともに研究したいと考えている。

（**姫外交部長**） 第二番目の問題は、共同声明の前文の中の、戦争により中国に与えた損害に対する日本側の態度表明の問題である。日本側案文によれば、共同声明の前文二段目において、「日本側は過去戦争によってもたらされた苦しみと損害に対し深く反省の意を表明する」とされている。然し中国側は、右の表現中、「苦しみ」という表現を除き、同部分を「日本側は、過去戦争によってもたらされた重大な損害に対して深く反省する」との表現をとることを提案する。

(大平大臣) それでは、「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことに対して深い反省の意を表明した」との表現でよいのか。

(姫外交部長) 「日本側は、過去において日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省する」との表現を採ってはどうか。

(大平大臣) 上記の中国側の案では、「反省の意を表明する」との字句が落ちていますが、これについて中国側の意見をうかがいたい。

(姫外交部長) わざわざ「反省の意を表明する」との表現を用いることはない。「深く反省する」だけでも十分に意味がとおり、簡潔である。

(橋本課長) 「責任を深く反省する」との表現は日本語として何かちぐはぐな感じを与える。

(大平大臣) 上記の表現の中で、「責任」という言葉は何を具体的に指しているのか。

(姫外交部長) 損害を与えたことに対する責任を反省するということで、非常に明確な、はっきりしたものとなっている。

(大平大臣) 次に「復交三原則」の問題について話を進めてもらいたい。

(姫外交部長) 本問題については、次のような表現によつてはどうか、すなわち、「日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現を計る」という見解を確認する。中国側はこれを歓迎する」かかる表現に修正してはどうか。

(大平大臣) 上記の文章を共同声明の日本語テキストに直すと、「…」を確認する。中国側

極めて「極めて」を入れると、突出した部分は解決しても、ひきつづきある程度不正常な状態が残るという意味にうけとれる——という大平大臣の指摘は正しい。中国語の「極」は強調にすぎず、日本語の「極めて」の含蓄はないから、中国側は気がつかなかったのであろう。

はこれを歓迎するものである」と修正されるものと理解してよいかどうか。
〔**姫外交部長**〕 そのとおり理解してよい。右はそもそも日本側の案文に沿い作成したものである。中国語としてはあまりすんなりとした中国語とはなっていない。

〔下略〕

〔**大平大臣**〕 「極めて不正常な状態が終結する」ということは、かかる「不正常な状態」が終結した後も、幾分か不正常な状態が引続き残るということを意味するのか。

〔**姫外交部長**〕 そういう意味ではない。「極めて不正常な状態が終結する」ということは、かかる不正常な状態が完全になくなるということの意味している。

〔**大平大臣**〕 「極めて不正常な状態が終結する」ということは、これを日本語の語感で解釈すれば、極めて不正常な状態が終結した後の段階においても、その後も引続きある程度不正常な状態が残るという意味に受けとれる。従って、「極めて不正常な状態」という表現を、「一切の」とかあるいは「全ての不正常な状態」という風に変えてはどうか。表現についての中国側の苦心の跡がうかがわれるが、この問題は後程検討することとして、その他の残っている問題について中国側の説明をうかがいたい。

〔**姫外交部長**〕 中国語が「極不正常（極めて不正常の意）」という表現については、「極」という言葉は単に「不正常」を修飾するものとして使われているのである。従って、中国語の語感から言えば、「極めて不正常な状態が終結した」ということは全ての不正常な状態が終熄したことを意味している。

〔**大平大臣**〕 日本語の語感では、右の表現は、どうしても「今後とも何がしかの不正常

な状態が残る」という意味になる。従って「極めて」という字句を「これまでの」とか、あるいは上述の「一切の」あるいは「全ての」という表現に改めてはどうか。

(姫外交部長) 只今の日本側提案について、今少し考慮・検討することとしたい。

(大平大臣) 次は賠償請求の問題をとり上げるのか。

(姫外交部長) 本問題について中国側で検討した表現方法は次のとおりである。すなわち、「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、日本国に対し戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」。かかる表現についての日本側の考えをうかがいたい。

(大平大臣) 日本側は右表現に同意出来ると考える。

右は中国側の好意によるものであると考えている。

(しばらくして)

次に平和友好条約の問題についてうかがいたい。

(姫外交部長) 本問題について中国側において検討した表現は次のとおりである。即ち、「中華人民共和国政府と日本国政府は、両国人民の平和と友好関係を発展させるため、交渉を通じて平和友好条約を締結することに合意した」とする。

(大平大臣) 中国側の表現には随分と苦心の跡がうかがわれる。平和友好条約締結の問題は、日本では国会マターである。本条約の締結について中国側も非常に強い意向を持っており、日本政府もこれに反対の意見を持っているわけではない。ただし、上述のごとく、本問題は国会マターであるので、共同声明の表現としては、日本政府が国会に対して大変出過ぎたことをした、との印象を与えないような表現が望ましい。

交渉を行なう権利¹¹このあたりのやりとりは、三権分立ではない中国側としては日本の政府と国会の関係が初耳であったからである。

かかる観点より、同部分の表現は、「平和友好条約を結ぶことを目的とする交渉を開始した」という表現を採ることが望ましいと考えるが、これについての中国側の考えをうかがいたい。

〔中略〕

（**外交部長**）交渉を通じ締結した条約は、国会の条約批准を必要とするのか。

（**大平大臣**）国会で批准されなければ、一片の反故¹²と同じである。

（**外交部長**）では平和友好条約締結を目的とする交渉を行なう権利は政府側にあるのか。

（**大平大臣**）そのとおりである。国会には交渉権はない。平和友好条約を目的とする交渉は国会の批准を必要としない。

（**外交部長**）本問題についてはもう少し考慮・検討することとしたい。

第九項の各種協定の問題に進みたい。

（**大平大臣**）結構である。これについての中国側の意見をうかがいたい。

（**外交部長**）中国側で検討した表現は次のとおりである。すなわち、「中華人民共和国政府と日本政府は両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大させるため、必要に基づき、また既存の民間の取決めに考慮しつつ、交渉を通じて、貿易、航海、航空、漁業等の協定をそれぞれ締結する」との表現によることが望まれる。

（**大平大臣**）日本では、協定の中には、国会の承認を必要とするものと要しないものがある。この問題も前出の第八項目の平和友好条約と同様、国会マターの問題である。

国会の批准¹¹このあたりも、中国の全人代（全国人民代表大会）が日本の国会と異なることを示している。

（姫外交部長）では如何なる表現によればいいのか。

（大平大臣）中国側の表現を借りると次のとおりとなる。「中華人民共和国と日本政府は両国間の関係を一層発展させ、人的交流の拡大のため、既存の民間協定に応じ、通商航海、航空、漁業関係の協定の締結を目的とする交渉を行うことに合意した」。かかる表現についての中国側の意見をうかがいたい。

（姫外交部長）日本側のこの間の案では、「日本国政府と中華人民共和国政府は、両国の平和友好関係を強固にし発展させるため、外交ルートを通じて交渉を行うことによつて貿易、航海、航空、漁業等に必要な諸協定の締結を行う」とされている。

（大平大臣）締結と交渉という字句をそれぞれ入れかえればよい。

〔下略〕

（姫外交部長）条約、協定についての交渉自体は国会の批准を必要としないのか。

（大平大臣）これは政府が持つ外交権に属するものであり、国会の批准を必要としない。

（姫外交部長）中国側の案どおり、交渉を通じて、貿易、航海、航空、漁業等の協定をそれぞれ締結するとの表現を採った場合、国会に対するいかなる侵犯となるのか。

（大平大臣）条約或いはある一部の協定の締結の権限は国会にある。従つて、中国側の案のとおり、交渉を通じて諸条約の締結を行うとの表現を採った場合、国会の持つ締結権を侵犯^{しんはん}したことになる。

（姫外交部長）日本側の説明はよく理解出来た。日本側の案に同意する。なお共同声明本文第四項の外交関係の樹立については、日本側の案どおり、「中華人民共和国政府及

び日本国政府は、一九七二年九月 日から外交関係を樹立することに決定した。両国政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した」との表現を採ることに同意した。

(大平大臣) 感謝する。

(姫外交部長) 諸問題についての中国側の説明は以上のとおりである。

(大平大臣) ではこれまで未解決の問題について検討したい。戦争責任に対する日本側の態度表明及び復交三原則の問題であるが、中国側の案によれば次のとおりである。すなわち、「日本側は過去において、日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省する。また日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する。」

上記の中国側の実に見られる「責任」という言葉についてうかがいたい。この「責任」という言葉には具体的な、ある何らかの特別な意味が含まれているのではなく、単に、損害を与えたという事実に伴なう責任を十分に反省しているという意味に理解してよいのか。つまり、文字どおり損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差支えないか。

(姫外交部長) そのとおりである。

(大平大臣) その部分を「重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、反省する」

という表現に変えてはどうか。

また復交三原則に関する部分の表現で、中国側の案では、「日本側は、日本国政府が中華人民共和国政府の提起した……」とされているが、「日本国政府が」という字句を削除した方がすっきりする。ここでいう「日本側」とは日本国政府を意味するので、「日本側は日本国政府が……」という表現は重複した表現となり、あまりすっきりしたものであるのではない。

(姫外交部長) 復交三原則の部分については、日本側が問題としているのは、その重複の部分だけであり、復交三原則に係る全体の内容については同意するのか。

(大平大臣) 内容については同意する。従って修正箇所としては、「痛感する」という言葉を入れ、復交三原則の部分では、「日本国政府が」という言葉を削除する。この二箇所となる。この二箇所を修正すれば日本側としては中国側の案に同意出来る。

(姫外交部長) しかしながら、中国語で考えると、先程の日本側の修正案では文章の主語がなくなってしまう。

(大平大臣) ここでは「日本側」という言葉が文章の主語となる。もし「日本側は、日本国政府が……」という重複した表現をとることとなると、再確認の問題となる。

(姫外交部長) では同部分について、「日本側は、中華人民共和国政府が提起した……」を計るとい見解を再確認する」という表現に修正することとする。(中国語では「日本方面重申……」との表現に修正される)

(大平大臣) 結構である。

〔下略〕

（出所 前出）